



V

社会福祉士・精神保健福祉士 国家試験受験資格の 取得方法

社会福祉士国家試験受験資格
取得希望の方へ

社会福祉援助技術実習 実習先について

社会福祉援助技術実習の免除対象
となる実務経験の区分

社会福祉士・精神保健福祉士
指定科目 既修得単位の個別認定

精神保健福祉士国家試験受験資格
取得希望の方へ

精神保健福祉援助実習の
免除について

社会福祉士・精神保健福祉士
国家試験合格者数

大学等情報

様式12・13・14・15・16

社会福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ

1 社会福祉士国家試験受験資格取得に関する指定専門科目

【入学学科】 社会福祉学科（要卒業）

【必要単位数】 下表より最低限23科目62単位（選択科目もすべて修得した場合：最大27科目70単位）。

- ① 3年次編入学者 → 最低限23科目62単位の修得で、卒業と受験資格取得の両方が可能。
 - ② 1年次入学者・2年次編入学者 → 選択科目も含めすべて修得を推奨（27科目70単位）。
 - ③ 実習免除者 → 選択科目も含めすべて修得を推奨（「実習指導A・B」「実習」除く24科目63単位）。
- ※②・③は下表指定専門科目の修得と併せて、卒業要件（p.32～35参照）の達成も必要。

【別表6】 社会福祉士国家試験受験資格に関する指定専門科目

厚生労働大臣の指定する 社会福祉に関する科目	大学の科目名	配当年次	単 位 数	履修方法	S 単 位	3年次編入 学者推奨 履修学年	
☆人体の構造と機能及び疾病 ☆心理学理論と心理的支援 ☆社会理論と社会システム	医学一般	2年以上	2	R or SR	1	3 or 4年	
	福祉心理学	1年以上	2	R or SR	1	3年	
	福祉社会学	1年以上	4	R or SR	2	3 or 4年	
☆現代社会と福祉	社会福祉原論（職業指導を含む）	2年以上	4	R or SR	2	3年	
社会調査の基礎	社会調査の基礎	3年以上	2	R or SR	1	3 or 4年	
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術総論	2年以上	4	R or SR	2	3年	
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論A	2年以上	2	R or SR	1	3 or 4年	
	社会福祉援助技術論B	2年以上	2	R or SR	1	3 or 4年	
☆地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2年以上	4	R or SR	2	3 or 4年	
☆福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	3年以上	2	R or SR	1	3 or 4年	
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	3年以上	2	R or SR	1	3 or 4年	
☆社会保障	社会保障論	3年以上	4	R or SR	2	3 or 4年	
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論	1年以上	2	R or SR	1	3年	
	介護概論	1年以上	2	R or SR	1	3年	
☆障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	1年以上	4	R or SR	2	3年	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉論	1年以上	4	R or SR	2	3年	
☆低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	3年以上	2	R or SR	1	3 or 4年	
☆保健医療サービス	保健医療サービス論	3年以上	2	R or SR	1	3 or 4年	
就労支援サービス ☆権利擁護と成年後見制度 更生保護制度	就労支援サービス論	選択	3年以上	1	S	1	3 or 4年
	福祉法学	必修	2年以上	2	R or SR	1	3年
	更生保護制度論	選択	2年以上	1	R or SR	1	3年
相談援助演習	社会福祉援助技術演習A	2年以上	3	SR	1	3年	
	社会福祉援助技術演習B	3年以上	3	SR	1	3年	
	社会福祉援助技術演習C	4年	3	SR	1	4年	
実習免除者は履修不要	社会福祉援助技術実習指導A	2年以上	1	SR	2	3年	
	社会福祉援助技術実習指導B	B-1	4年	2		SR	4年
		B-2					
		B-3					
相談援助実習	社会福祉援助技術実習	4年	4	実習科目		4年	

☆=精神保健福祉士受験資格取得のための指定科目と共通の科目を示します。

【履修上の特例】

1) 入学前に指定施設で相談援助の実務経験を1年以上有する方

→「実習指導A・B」と「実習」の7単位分が履修免除になります。ただし、履修免除の7単位分は、別の科目（別表6の選択科目を推奨）で単位修得し、卒業要件を満たす必要があります。くわしくはp.108~117をご覧ください。

2) 福祉系大学（四年制）をすでに卒業の方で、在学中に社会福祉士国家試験受験資格の取得ができる指定科目の単位修得をしている方

→一括認定62単位以外に、下表（別表6）の国家試験指定科目について既修得単位の個別認定ができる可能性があります。くわしくはp.118~119をご覧ください。

本学の科目名	平成27年度スクーリング開講予定地（変更になることもございますので、ご了承ください）							大卒者認定可能性 (注6)	
	□=オンデマンド・スクーリング（p.57参照） ◎=平成27年度開講予定あり								
	仙台	オンデマンド	東京	札幌	盛岡	新潟or長岡	その他	旧カリ	新カリ
医学一般	10/11b・12		12/5・6						有
福祉心理学	6/13・14 H28 1/30・31	□	6/6・7	11/28・29		6/27・28	青森 6/20・21		有
福祉社会学	7/18~20		10/10~12						有
社会福祉原論（職業指導を含む）	8/8~10	□	11/21~23	10/10~12	7/18~20	8/21~23			無
社会調査の基礎	9/5・6	□		4/18・19		11/7・8			有（注4）
社会福祉援助技術総論	5/2~4 10/31・11/1・14	□	4/25・26・29	5/10・16・17		5/22~24			無
社会福祉援助技術論A	8/1・2a	□	9/12・13a		7/25・26	9/25・26a			無 有
社会福祉援助技術論B	8/2b・3	□	9/13b・14			9/26b・27			無 有
地域福祉論	H28 1/9~11	□	8/21~23	9/19~21					有
福祉行財政と福祉計画	6/6・7	□	10/3・4				秋田 秋以降		無 有
福祉経営論	7/18・19	□	8/8・9						無 有
社会保障論	9/25~27 H28 3/26~28	□	12/18~20	8/7~9	9/21~23	5/29~31			有
高齢者福祉論	4/25・26 H28 3/19・20		11/14・15		H28 3/12・13	10/16・17a			有
介護概論	12/12・13	□		7/25・26		10/17b・18	秋田 秋以降		有
障害者福祉論	8/21~23 H28 2/11~13	□	9/21~23			7/18~20			有
児童・家庭福祉論	11/21~23		H28 1/9~11	H28 1/9~11	10/10~12	9/19~21			有
公的扶助論	4/25・26	□	5/23・24	10/31・11/1		5/16・17 5/23・24	青森 9/5・6		有
保健医療サービス論	10/10・11a	□	4/11・12			4/25・26			無 有
就労支援サービス論	12/12・13	□							無 有
福祉法学	9/21・22a	□	H28 3/12・13a	8/29・30		9/11・12a			無（注5） 有
更生保護制度論	9/22b・23	□	H28 3/13b・14			9/12b・13			無（注5） 有
社会福祉援助技術演習A	6/27・28 7/4・5ほか		7/4・5 7/11・12	7/4・5	7/11・12	7/4・5 11/21・22			無（注6）
社会福祉援助技術演習B	10/3・4 10/17・18ほか		10/17・18 11/7・8	11/7・8	10/31・11/1	11/14・15			無（注6）
社会福祉援助技術演習C	4年次 C-1 仙台・関東・札幌・新潟 C-2 仙台・関東・札幌・盛岡・新潟								無
実習指導A	H28 2/11ほか		H28 2月ごろ	H28 2月ごろ	H28 2月ごろ	H28 2月ごろ			実務経験者 免除有
実習指導B-1	H28 5月ごろ		H28 5月ごろ	H28 5月ごろ		H28 5月ごろ			
実習指導B-2	H28 6月ごろ		H28 6月ごろ	H28 6月ごろ	H28 6月ごろ	H28 6月ごろ	青森・秋田・ 山形・郡山		
実習指導B-3	H28 9~12月ごろ		H28 11~12月ごろ	H28 11~12月ごろ	H28 11~12月ごろ	H28 9~12月ごろ			
社会福祉援助技術実習	実習は各地で受講可（「p.106~107社会福祉援助技術実習 実習先について」参照）								

【スクーリング受講必須科目】

「演習A・B・C」「実習指導A・B」（実習免除者は「演習A・B・C」）

※その他の科目はスクーリング受講必須ではありませんが、卒業のためのスクーリング単位の修得は必要です（1年次入学者30単位，3年次編入学者15単位）。 →p.61～62も参照。

【前ページの別表6について】

（注1）「医学一般」「福祉心理学」「福祉社会学」の3科目中いずれか1科目選択で可。

（注2）「福祉法学」は必修。「就労支援サービス論」「更生保護制度論」は選択なので履修しなくても可。

（注3）国家試験は演習・実習科目以外のすべてから出題されるので、（注1）（注2）にかかわらず、すべての指定科目を履修されることを推奨いたします。

（注4）単位修得証明書の科目名などから「社会調査の基礎」に該当する科目を2単位分修得していることが明確になる場合のみ認定可能。それ以外の場合、シラバスを提出いただくこともあります。

（注5）本学通信教育部で平成21年度以降のスクーリング・レポート合格者は認定可能性あり。

（注6）本学通信教育部出身者のみ認定可能性あり。

2 実習演習科目の受講条件と学習計画について

「社会福祉援助技術演習A・B・C」「社会福祉援助技術実習指導A・B」「実習」を受講するためには、下記の受講条件を満たしていく必要があります。

●社会福祉援助技術演習A

配当学年 2年次以上

申込締切 5月末・11月末

→実習受講者が最短在籍年数で卒業するためには、3年生の5月末までの申込が必要（詳細および実習免除者についてはp.102参照）。

申込条件 申込締切日までに、下記①～③の達成。

①「社会福祉援助技術総論」の1・2単位めレポートの提出。

②「社会福祉援助技術演習A」の1単位めレポートの提出。

③（入学から1年以上経過して申込み場合）認定単位を除き20単位以上の修得。

●社会福祉援助技術演習B

配当学年 3年次以上

申込締切 9月15日・3月15日（受講判定日は9/15, 10/15, 3/15, 4/15）

→実習受講者が最短在籍年数で卒業するためには、3年生の9/15までの申込が必要（詳細および実習免除者についてはp.102参照）。

受講判定条件 受講判定日までに、下記①～④の達成。

①「社会福祉援助技術総論」「社会福祉援助技術演習A」の2科目分すべてのレポート提出。

②上記2科目以外に社会福祉士・指定専門科目のなかから4科目分すべてのレポート提出。

③「社会福祉援助技術演習B」の1単位めレポートの提出。

④（入学から1年以上経過して申込み場合）認定単位を除き20単位以上の修得。

【実習受講者】

●社会福祉援助技術実習

配当学年 4年次以上

申込締切 実習前年度の9月15日（**受理判定日**は10/31・11/30・12/20・1/31）

- 受理判定条件**
- ① 9/15時点で一括認定単位を含み62単位以上の修得。
 - ② 10/31時点で「実習指導A」課題3レポートの提出と、受理判定日までの合格。
 - ③ 11/30時点で「社会福祉援助技術演習B」のスクーリング試験合格と3単位分すべてのレポート提出。
 - ④ 受理判定日（10/31 or 11/30 or 12/20 or 1/31）までに社会福祉士・指定専門科目のなかから、「社会福祉援助技術総論」「社会福祉援助技術演習A」を含む8科目分の単位修得。
 - ⑤ 受理判定日（10/31 or 11/30 or 12/20 or 1/31）までに、卒業要件単位80単位以上の修得（認定単位を含む）。
 - ⑥ 原則として10/31、遅くとも12/10までに体験学習（p.100参照）を実施し、受理判定日（10/31 or 11/30 or 12/20 or 1/31）までの合格。
 - ⑦ 社会福祉分野の業務に携わる意志を強く持っており、社会福祉の学習および実習に対して熱意と意欲をもっていること。社会的なルールが守れること。

- | | | |
|--|---|-----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉援助技術実習指導A ●社会福祉援助技術実習指導B ●社会福祉援助技術演習C | } | <p>実習申込が受理された後に受講。各科目に受講条件あり。</p> |
|--|---|-----------------------------------|

【実習免除者】

●社会福祉援助技術演習C

配当学年 4年次以上

申込締切 【2日間連続受講型】 6/20（受講日：7月） or 12/20（受講日：2月）

【分割受講型】 4/1（受講日：1日目 4～5月、2日目 8～12月）

受講判定条件 申込締切日までに、下記①～④の達成。

- ① 「演習B」のスクーリング合格とすべてのレポート提出。
- ② 「演習C」1・2単位めレポートの提出。
- ③ 社会福祉士・指定専門科目から8科目の単位修得（認定単位を含む）。
- ④ 卒業要件単位80単位以上の修得（認定単位を含む）。

3 社会福祉援助技術実習について

実習日数 24日間以上かつ180時間以上

実習時期 6月第4週～10月第2週（9月末卒業希望者*：6月第4週～8月第2週）

※10月生および4月生で4年以上（3年次編入学者は2年以上）在学し、他の卒業要件を満たした方。実習後9月上旬までに仙台での実習事後指導スクーリングの受講も必要。

実習の分割 4分割まで可能（同一年度、同一実習先にて、1回5日間以上で。大学および実習先の許可が必要。推奨は2分割まで。）

実習先

- 1) p.106～107に記載した法令で定められた種別の福祉施設・事業で、かつ省令の基準を満たす箇所（指導者講習会を受講した社会福祉士が実習指導者であることなど）となります。
- 2) 学生から大学へ実習先の希望を出していただき、その後大学から実習先へ依頼をします。
- 3) 「登録実習先」（p.106参照）から選択・希望していただくことが原則です。ただし、「登録実習先」にない箇所でも可能です（省令の基準を満たしており承諾が得られた場合）。
- 4) 勤務先での実習も可能です。ただし、省令の基準を満たす施設所属長の了解をとり、休暇扱いで、「社会福祉援助技術実習」にふさわしい内容が必要となります。
- 5) 病院・診療所など医療機関での実習は、医療機関において勤務経験があり医療ソーシャルワークに関して十分理解のある方のみが可能です。

その他実習について

- 1) 実習期間中の本学実習担当教員による指導は計4回。
 - ・巡回指導（1回）実習先に教員が訪問します。
 - ・帰校指導（3回）指定の会場へ実習生にお越しいただきます（原則土or日曜日。90分程度。仙台・札幌・青森・盛岡・秋田・山形・福島・東京・新潟等の各地）。※帰校指導を受講できない場合には巡回指導に変更となり、別途巡回指導費（15,000円／1回）が追加になります。
- 2) 実習期間中はスクーリング（オンデマンド含む）の受講はできません。
- 3) 実習開始2カ月前までに「演習A・B」「実習指導A」を含む指定専門科目40単位以上の単位修得、および「実習指導B」スクーリングの受講、実習計画案の立案などが求められます。

「社会福祉士」「精神保健福祉士」両方の実習を行う場合

p.124～125の内容をご確認ください。

4 体験学習

概要 実習受講者が、実習前年度までに行う、福祉施設の現場体験（ただし、p.106～107に記載の施設・事業での勤務や実習の経験者は「実績報告書」を提出・合格すれば免除）。

学習日数 連続3日間かつ21時間以上

学習時期 「社会福祉援助技術演習A」スクーリング受講後、実習申込年の12/10まで。

- 学習先**
- 1) p.106～107に記載の施設・事業（医療法に規定する病院及び診療所は除く）。
 - 2) 学生自身で、1)に該当の施設から内諾を取っていただき、その上で大学より依頼します。
 - 3) 詳細は、「社会福祉援助技術演習A」スクーリングでガイダンスいたします。

5 社会福祉士受験資格取得のための学費

1年次入学者 在学4年間・スクーリング単位30単位修得・実習受講の場合

最短の4年間で受験資格取得・卒業するための総費用83万円（実習免除の方は70万円）から。

	入学1年め	入学2年め	入学3年め	入学4年め
入 学 選 考 料	10,000円	—	—	—
入 学 金	30,000円	—	—	—
学 費	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
スクーリング受講料（例：8単位／年分）	40,000円	40,000円	50,000円	40,000円
社会福祉士養成課程履修費		10,000円		
実習関連費 ^{（注）} （実習免除者は不要）				130,000円
合 計	200,000円	170,000円	170,000円	290,000円

※5年め以降の学費は1年あたり9万円です。

3年次編入学者 在学2年間・スクーリング単位15単位修得・実習受講の場合

最短の2年間で受験資格取得・卒業するための総費用51万円（実習免除の方は38万円）から。

	入学1年め	入学2年め
入 学 選 考 料	10,000円	—
入 学 金	30,000円	—
学 費	120,000円	120,000円
スクーリング受講料（例：8単位／年分）	50,000円	40,000円
社会福祉士養成課程履修費	10,000円	
実習関連費 ^{（注）} （実習免除者は不要）		130,000円
合 計	220,000円	290,000円

※3年め以降の学費は1年あたり9万円です。

（注）実習関連費 13万円 = （実習費）11万円 + （実習指導A・Bスクーリング受講料）2万円
 ・実習受講年（4年次以上）4～5月に納入。
 ・帰校指導を巡回指導に変更の場合、1回あたり15,000円の巡回指導費が追加（p.100参照）。

6 最短で社会福祉士受験資格を得るための受講スケジュール

3年次編入学者が2年間で、社会福祉士受験資格を取得するための「演習・実習指導・実習」科目の受講スケジュールは下図のとおりです（各科目の受講条件はp.98~100, 27年度スクーリング開講予定はp.58~61またはp.97参照）。

1年次入学者・2年次編入学者

：「社会福祉援助技術演習A」の申込・受講条件達成は2年生で行うことを目標にしてください（下図の通り3年生でも可能）。「社会福祉援助技術演習B」以降は下図と同じです。

※印は会場が仙台のみとなります。

【実習受講者】

	4月生・3年次編入・2年で卒業	10月生・3年次編入・2年で卒業
社会福祉援助技術演習A	5月末申込・受講条件達成 6～7月に受講	・11月末申込・受講条件達成 1月に受講※ or ・5月末申込・受講条件達成 6～7月に受講
社会福祉援助技術演習B	3年生 9/15申込・10/15までに受講 条件達成 9～11月に受講	3年生 ・3/15申込・4/15までに受講 条件達成 5月に受講※ or ・9/15申込・10/15までに受講 条件達成 9～11月に受講
社会福祉援助技術実習申込	9/15申込・1/31までに受理 条件達成	9/15申込・1/31までに受理 条件達成
社会福祉援助技術実習指導A	2月に受講	2月に受講
社会福祉援助技術実習指導B-1 + 社会福祉援助技術演習C-1	4～5月に受講	4～5月に受講
社会福祉援助技術実習指導B-2	6月に受講	6月に受講
社会福祉援助技術実習	4年生 6月第4週～10月第2週に受講 (24日間以上)	4年生 6月第4週～8月第2週に受講 (24日間以上)
社会福祉援助技術実習指導B-3 + 社会福祉援助技術演習C-2	8～12月に受講	9月初めまでに受講※

※印は会場が仙台のみとなります。

【実習免除者】

	4月生・3年次編入・2年で卒業	10月生・3年次編入・2年で卒業
社会福祉援助技術演習A	・5月末申込・受講条件達成 6～7月に受講 or ・11月末申込・受講条件達成 1月に受講※	・11月末申込・受講条件達成 1月に受講※ or ・5月末申込・受講条件達成 6～7月に受講
社会福祉援助技術演習B	3年生 ・9/15申込・10/15までに受講 条件達成 9～11月に受講 or ・3/15申込・4/15までに受講 条件達成 5月に受講※	3年生 ・3/15申込・4/15までに受講 条件達成 5月に受講※ or ・9/15申込・10/15までに受講 条件達成 9～11月に受講
社会福祉援助技術演習C	4年生 連続受講型（連続2日間） ・6月申込・受講条件達成 7月に受講※ or ・12月申込・受講条件達成 2月に受講※ 分割受講型（1日ずつ計2日間） 4月申込・受講条件達成 演習C-1：4～5月に受講 演習C-2：9～12月に受講	4年生 連続受講型（連続2日間） ・12月申込・受講条件達成 2月に受講※ or ・6月申込・受講条件達成 7月に受講※ 分割受講型（1日ずつ計2日間） 4月申込・受講条件達成 演習C-1：4～5月に受講 演習C-2：9月初めまでに受講※

（4年生の場合、「社会福祉援助技術演習A」を4年生の5月末申込、「社会福祉援助技術演習B」を4年生の9/15申込でも可能です。）

（10月生の場合、「社会福祉援助技術演習A」を4年生の11月末申込、「社会福祉援助技術演習B」を4年生の3/15申込でも可能です。）

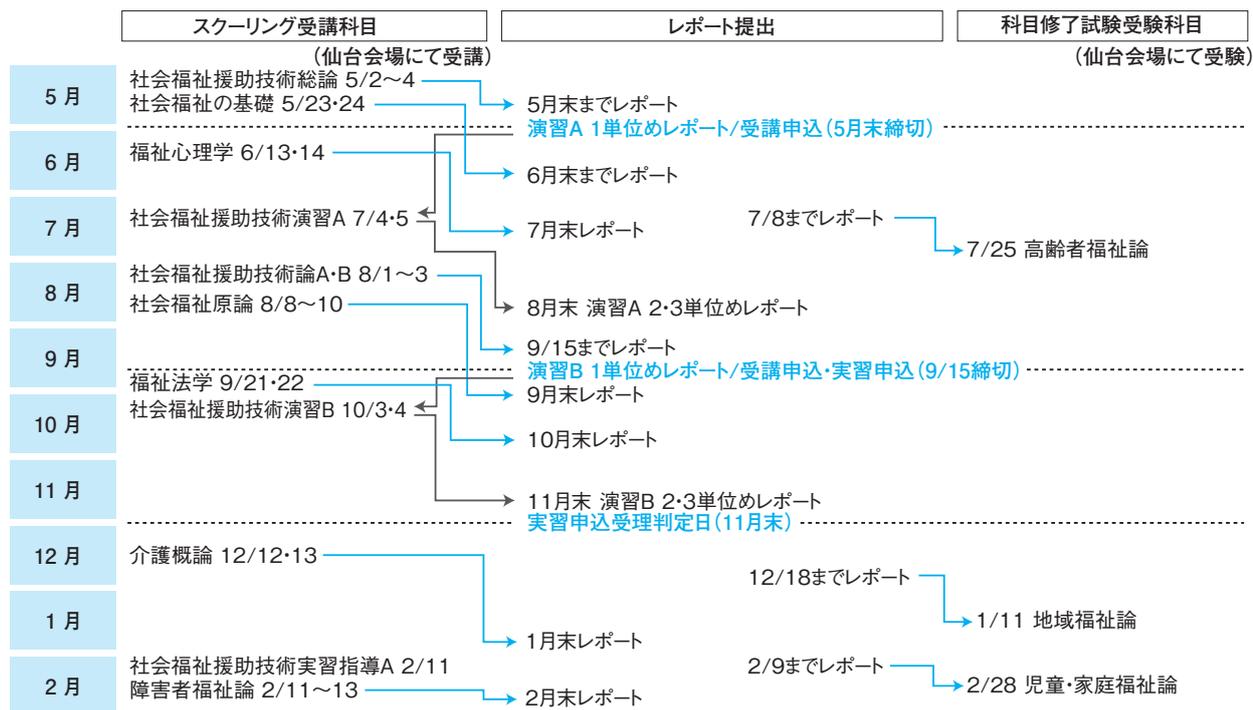
7 3年次編入学で社会福祉士を目指す方の学習計画例

あくまで一例です。スクーリングは、自宅のパソコンで受講するオンデマンド・スクーリングもご自身の都合に合わせて選択してください。なお、一部科目はp.56記載の在宅web科目修了試験を利用することも可能です。

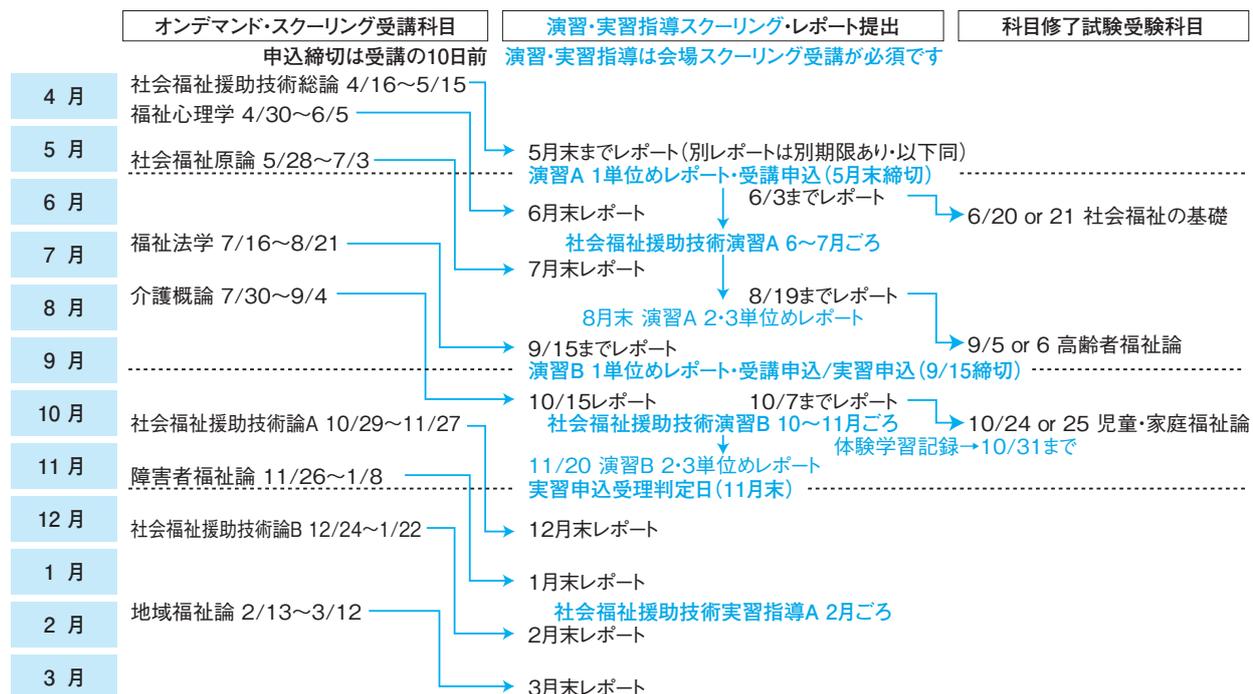
3年次（入学1年め）の履修科目を、①福祉心理学、②社会福祉原論（職業指導を含む）、③社会福祉援助技術総論、④社会福祉援助技術論A、⑤社会福祉援助技術論B、⑥地域福祉論、⑦高齢者福祉論、⑧介護概論、⑨障害者福祉論、⑩児童・家庭福祉論、⑪福祉法学、⑫社会福祉援助技術演習A、⑬社会福祉援助技術演習B、⑭社会福祉援助技術実習指導A、⑮社会福祉の基礎の15科目40単位とした場合の例です。

残りの23単位分は4年生で履修します。

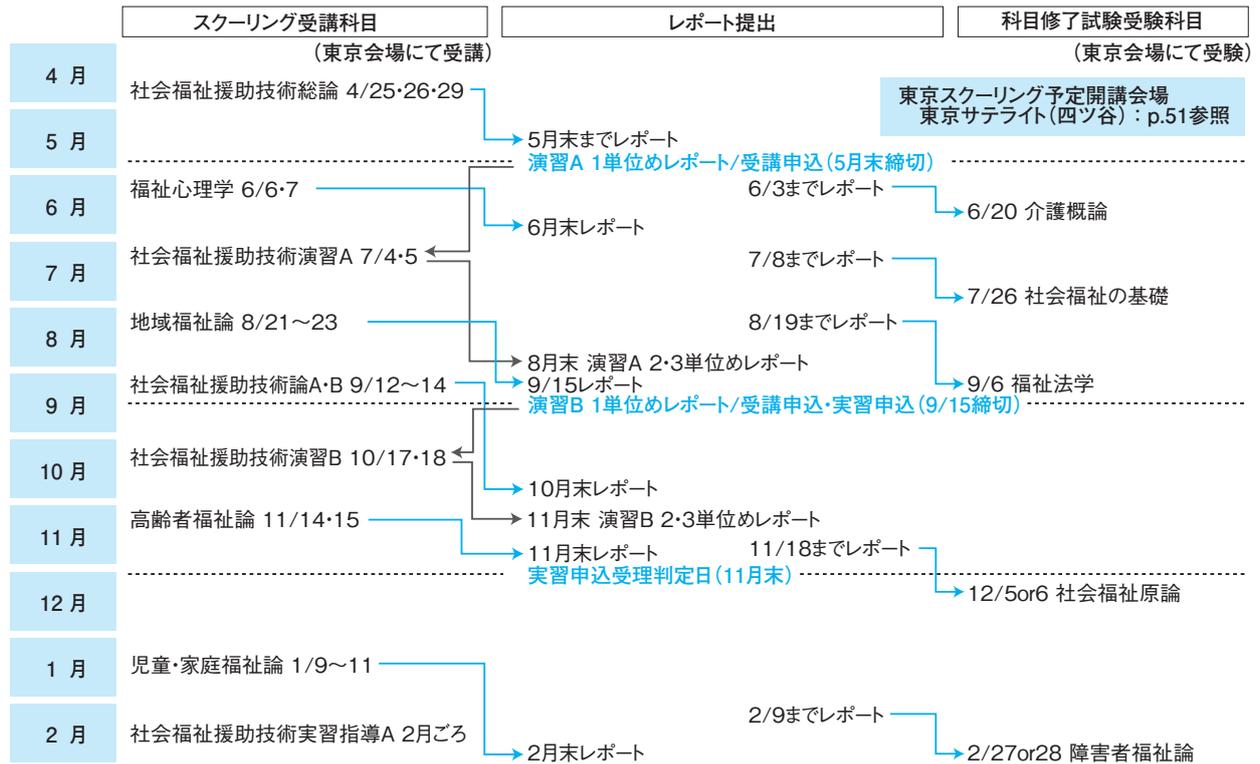
●3年次編入学で社会福祉士を目指す方の学習計画の一例（4月生・仙台でスクーリングを受講する場合）



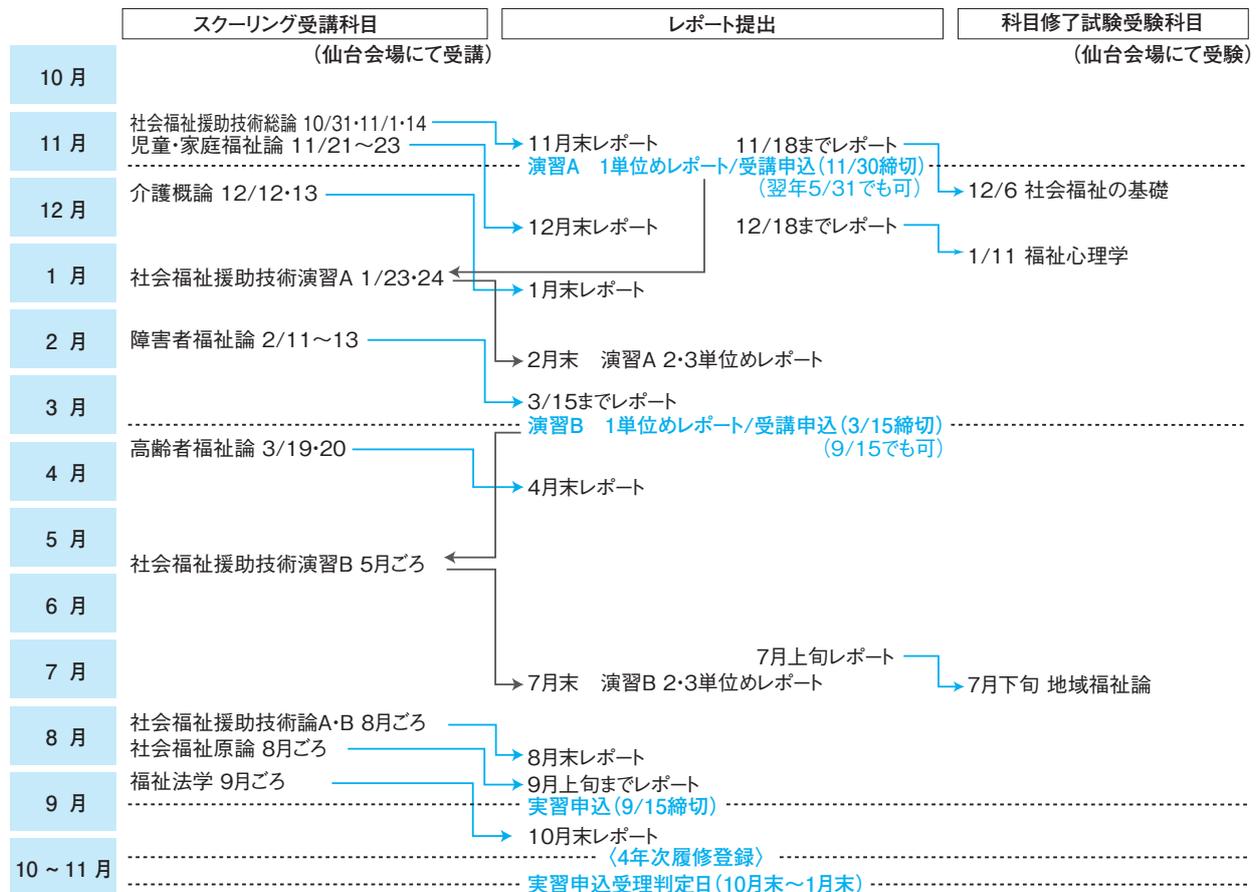
●3年次編入学で社会福祉士を目指す方の学習計画の一例（4月生・オンデマンドでスクーリングを主に受講する場合）



●3年次編入学で社会福祉士を目指す方の学習計画の一例（4月生・東京でスクーリングを受講する場合）



●3年次編入学で社会福祉士を目指す方の学習計画の一例（10月生・仙台でスクーリングを受講する場合）



※10月生の札幌・東京でのモデル、オンデマンド・スクーリングを利用するモデルは、入学後配付される『学習の手引き』などをご確認をお願いいたします。

8 社会福祉士受験資格取得に関するよくあるお問い合わせ

Q24 社会福祉士とはどのような資格ですか。

A. 社会福祉士とは、わが国はじめての国家資格の社会福祉専門職です。「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条では、社会福祉士は「福祉に関する相談に応じ、助言、指導、……関係者との連絡及び調整その他の援助を行う」と位置づけられています。

障害者福祉施設、高齢者福祉施設、老人保健施設、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所等さまざまな社会福祉の分野で働いています。p.108~115の施設・事業は社会福祉士の資格が活用できる職場です。

社会福祉士の登録者数は2014年8月末現在177,823名で日本社会福祉士会を組織し社会的活動を行っています。

■国家試験と就職について

Q25 社会福祉士の国家試験はいつ受験できますか。

A. 毎年1月中旬～下旬にある社会福祉士の国家試験は、その年の3月に卒業見込み（国家試験申込締切前までに90単位以上修得必要）ならば受験可能です。ただし、3月末に卒業しないと合格が取消されます。

Q26 社会福祉士の国家試験対策講座などはありますか。

A. 平成26年度の場合、①模擬小テスト：6～12月に毎月1回郵送。問題は本学独自に作成。②講義：（5月）傾向と対策や学習方法、共通科目の解説。卒業生による合格体験談。（7月）専門科目の解説。（10月）全国統一模擬試験。（11月）共通科目の直前対策。

毎年、多くの方に合格していただけるように実施方法を見直しながら実施しています。

Q27 国家試験に合格したら、資格を活かして社会福祉の現場への転職を考えています。具体的にどのように就職先を見つければよいのでしょうか。

A. 卒業見込み条件を満たした方は、登録のうえ本学就職部窓口も利用することができますが、就職については、施設・病院側が求める適性、人柄、能力、資格などが総合的に判断されて決まる点は、通学課程の学生も通信教育部の学生も同じです。通信教育部卒業生の方も、公募で採用されたり、実習先でできた人間関係から採用に結びついたり、さまざまなルートで就職・転職をしておられます。

卒業後の進路等について、くわしくはp.10~12, 52, 94や通信教育部ホームページをご覧ください。



社会福祉援助技術実習 実習先について

【実習先の要件】 …下記①②両方を満たす施設・事業。

① p.106～107に記載の施設・事業。

② 実習指導者資格^{*}を有する社会福祉士がいる施設・事業。

^{*}実習指導者資格：社会福祉士として登録後、3年以上相談援助業務に従事し、かつ厚生労働大臣が基準を定める実習指導者講習会を修了した者。

【登録実習先】

- 本学通信教育部学生の実習を受け入れていただくことをご承諾いただいている施設・事業。
- ・平成26年11月現在北海道・東北・関東・新潟を中心に、全国に約460施設。
- ・現在登録があっても、実習指導者の異動等により変更となる可能性あり。
- ・現在未登録でも、要件を満たしており、施設の承諾が得られれば「登録実習先」に追加可能。

【東海・北陸・近畿地方以西での実習について】

東海・北陸・近畿地方以西で入学をお考えの方で、お住まいの地域で「社会福祉援助技術実習」の受講を希望する場合は下記の点にご注意ください。

- ・実習中の帰校指導地は関東か新潟が最も近くなります。帰校指導が受講できずに巡回指導に代える場合は実習巡回指導費（3回分45,000円）が実習費に上乗せされます（p.101「社会福祉士受験資格取得のための学費」参照）。
- ・東海・北陸・近畿地方以西の実習については要件に適合した実習先を各自で確保する必要があります。

実習先の種別について

法令で定められた実習先の種別は以下のとおりです。ただし、対象施設・事業であっても法令要件等により実習が認められない場合もありますのでご了承ください。

◎実習対象施設種別

（昭和62年厚生省告示第203号；最終改正 平成26年厚生労働省告示第143号）

1. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
2. 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
3. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
5. 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
6. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
7. 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
8. 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
9. 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター

10. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人福祉センター，老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
11. 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉センター
12. 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設
13. 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業，地域密着型サービス事業のうち認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業，居宅介護支援事業，介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護，介護予防通所リハビリテーション，介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業，地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護，介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業並びに介護予防支援事業
14. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
15. 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
16. 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設，福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護，生活介護，児童デイサービス，短期入所，重度障害者等包括支援，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
17. 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者総合支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供与し，あわせて高齢者，身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
18. 前各号に準ずる施設又は事業（平成20年11月11日社援発第1111001号厚生労働省社会・援護局長通知）
 - ① 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく身体障害者福祉工場
 - ② 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
 - ③ 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設
 - ④ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添14（ホームレス自立支援事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター
 - ⑤ 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
 - ⑥ 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館
 - ⑦ 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所
 - (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
 - (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。
 - (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
 - (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど，適切な実習指導体制が整っていること。
 - (5) 事故発生時等の対応として，損害賠償保険等に加入していること。

社会福祉援助技術実習の免除対象となる実務経験の区分

下記【免除条件】に該当する方は、実習科目3科目7単位分（「社会福祉援助技術実習」「社会福祉援助技術実習指導A」「社会福祉援助技術実習指導B」）が免除になる可能性があります。

【免除条件】 p.108~115の指定施設・職種にて専任での辞令と、入学前までに1年以上の実務経験を有する方。

※「入学前までに」とは⇒4月生：3/31時点、10月生：9/30時点。

※p.108~115の職種欄にある、「専任の職員（相談員etc）」とは下記①または②に該当する方です。

⇒① 当該施設の常勤者で専らその職務に従事している方。

② 当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方。

【ご注意】

国家試験受験および合格後には、社会福祉振興・試験センターによる監査が行われる場合があります。申請内容と事実の相違のため合格が取り消されたり、実習免除が不可能になったりした場合でも、大学ではその責任を負いかねます。

【免除の申請について】

免除該当者は、「入学志願書回（様式2）」問7の該当欄へのチェック、「実務経験申告書（様式9）」「実務経験証明書（様式10）」の作成（p.27・116~117参照）を正確に行い提出してください。

《指定施設における相談援助の業務の範囲》

■高齢者分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	生活相談員	1011
	介護老人保健施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
		支援相談員、相談指導員	1021
指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022	
介護保険法	地域包括支援センター	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む)	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (保健師、主任介護支援専門員等)	1041
		生活相談員	2221
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む)	計画作成担当者	2222
		生活相談員、生活指導員	2011
	指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む)	生活相談員、生活指導員	2051
支援相談員		2091	
指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る			

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護 保 険 法	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員	2191
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211	
老 人 福 祉 法	養護老人ホーム	生活相談員, 生活指導員	1051
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員, 生活指導員	1061
	軽費老人ホーム (軽費老人ホーム(A型, B型), ケアハウスを含む)	生活相談員, 生活指導員	1071
	老人福祉センター (特A型, A型, B型)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設	生活相談員, 生活指導員	1091
	老人デイサービスセンター	生活相談員, 生活指導員	1101
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている専任の職員	1111
	有料老人ホーム	生活相談員	2271
そ の 他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員	2281
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング), 多くの 高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている専任の職員	2801

■児童分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児 童 福 祉 法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司, 心理判定員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員, 母子指導員	1371
		少年指導員(少年を指導する職員)	1372
		個別対応職員	1373

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員	1561
		保育士	1562
		心理指導担当職員	1563
		児童発達支援管理責任者	1564
	知的障害児施設 （知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種））	児童指導員（p.111の※1）	1391
		保育士（p.111の※2）	1392
	知的障害児通園施設	児童指導員（p.111の※1）	1401
		保育士（p.111の※2）	1402
	盲ろうあ児施設 （盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設）	児童指導員（p.111の※1）	1411
		保育士（p.111の※2）	1412
	肢体不自由児施設 （肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設） 肢体不自由児療護施設	児童指導員（p.111の※1）	1421
		保育士（p.111の※2）	1422
	情緒障害児短期治療施設	児童指導員	1431
		保育士	1432
		個別対応職員	1433
		家庭支援専門相談員	1434
	重症心身障害児施設	児童指導員（p.111の※1）	1441
		保育士（p.111の※2）	1442
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451
児童生活支援員		1452	
個別対応職員		1453	
家庭支援専門相談員		1454	
職業指導員		1455	
児童家庭支援センター	相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461	
障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	指導員	1571	
	児童指導員	1572	
	保育士	1573	
	児童発達支援管理責任者	1574	
障害児相談支援事業	相談支援専門員	1581	
乳児院	児童指導員	2511	
	保育士	2512	
	個別対応職員	2513	
	家庭支援専門相談員	2514	
	里親支援専門相談員	2515	

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法	指定医療機関 〔肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人 国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの〕	児童指導員（p.111の※1）	2451
		保育士（p.111の※2）	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員 相談援助業務を行っている専任の指導員	2531
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2561
その他	児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行っている専任の職員（相談員）	2291
	支地域生活 支援事業 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2441
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2521
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2541
	母子家庭等就業・自立支援センター事業 （一般市等就業・自立支援事業を行っている施設）	相談援助業務を行っている専任の相談員	2721
	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員（p.111の※1）	2581
		保育士（p.111の※2）	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2741
注意事項			
(※1) 「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって本学の「実習指導・実習」科目の履修免除のために使用することはできません。 (※2) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって本学の「実習指導・実習」科目の履修免除のために使用することはできません。			

■障害者分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設 （身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター〕	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
点字図書館	相談援助業務を行っている専任の職員	2321	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1341
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1342
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員）	1343
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード		
障害者総合支援法	障害者支援施設	生活支援員（p.112の※3）	1121		
		就労支援員	1122		
		サービス管理責任者	1123		
	地域活動支援センター	指導員（p.112の※3）	1131		
	福祉ホーム	管理人	1141		
	更生身体障害者支援施設	身体障害者更生施設 （肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設）	生活支援員，生活指導員（p.112の※3）	2831	
			身体障害者療護施設	生活支援員，生活指導員（p.112の※3）	2841
			身体障害者授産施設 （入所，通所，小規模通所）	生活支援員，生活指導員（p.112の※3）	2851
	身体障害者福祉工場	指導員	2861		
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	1191	
			精神障害者社会復帰指導員	1192	
		精神障害者授産施設 （入所，通所，小規模通所）	精神保健福祉士	1201	
			精神障害者社会復帰指導員	1202	
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211	
	精神障害者社会復帰指導員		1212		
	精神障害者福祉ホーム	管理人	1221		
	知的障害者支援施設	知的障害者更生施設 （入所，通所）	生活支援員，生活指導員（p.112の※3）	1231	
		知的障害者授産施設 （入所，通所，小規模通所）	生活支援員，生活指導員（p.112の※3）	1241	
		知的障害者通勤寮	生活支援員，生活指導員（p.112の※3）	1251	
	障害福祉サービス事業を行う施設	療養介護を行う施設	生活支援員（p.112の※3）	1261	
			サービス管理責任者	1262	
		生活介護を行う施設	生活支援員（p.112の※3）	1271	
			サービス管理責任者	1272	
		自立訓練を行う施設 （機能訓練，生活訓練）	生活支援員（p.112の※3）	1281	
			サービス管理責任者	1282	
		就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	生活支援員（p.112の※3）	1291	
			就労支援員	1292	
			サービス管理責任者	1293	
		就労継続支援を行う施設 （A型，B型）	生活支援員（p.112の※3）	1301	
			サービス管理責任者	1302	
一般相談支援事業所		相談支援専門員	1591		
特定相談支援事業所	相談支援専門員	1601			
相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	2871			
サービス福祉事業	短期入所を行う施設 （身体障害者短期入所事業，知的障害者短期 入所事業を含む）	相談援助業務を行っている専任の職員	2341		
		重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2351	
注意事項					
（※3）「生活支援員（生活指導員）・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員（生活指導員）・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は，その実務経験をもって本学の「実習指導・実習」科目の履修免除のために使用することはできません。					

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
障害者総合支援法	サービス事業 障害福祉	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2361
		共同生活援助を行う施設 (精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む)	相談援助業務を行っている専任の職員	2371
	支援事業 地域生活	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2431
のぞみの 園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行っている専任の指導員	2301	
		相談援助業務を行っている専任のケースワーカー	2302	
発達障害 者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2461	
		就労支援を担当する職員	2462	
障害者 の雇用 の促進 に関する 法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2471	
		障害者職業カウンセラー	2481	
	地域障害者職業センター	職場適応援助者	2482	
障害者の 雇用の 促進 に関する 法律	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711	
		主任就業支援担当者	2501	
		就業支援担当者	2502	
障害者の 雇用の 促進 に関する 法律	障害者就業・生活支援センター	生活支援担当職員	2503	
		知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の指導員	2311
		聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2331
そ の 他	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2731	
		地域移行推進員	2732	
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2811	
		地域移行推進員	2812	
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）	2821	
	アウトリーチ事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）	2881	
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員でジョブコーチ支援を行っている者	2491	

■その他の分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1513
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
生活保護法	救護施設	生活指導員	1491
	更生施設	生活指導員	1501
	授産施設	生活指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	生活指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
	福祉事務所	現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		専任の家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		専任の婦人相談員	1485
		専任の母子自立支援員、専任の母子相談員	1486
隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員	2611	
安心生活基盤構築事業	専門員	2621	
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	2631	
	相談援助業務を行っている専任の職員 （主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、 児童その他要援護者に対するものに限る。）	2632	
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	1531
		判定員（心理・職能判定員）	1532
		専任の婦人相談員	1533
	婦人保護施設	生活指導員（入所者を指導する職員）	1541
母子及び 寡婦福祉法	母子福祉センター	母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551
更生 保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	2641
	保護観察所	保護観察官	2651
更生 保護 事業法	更生保護施設	補導主任	2661
		補導員	2662
労働者 災害 補償 保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671
その他	地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2681
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている専任の相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業）	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	2999

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、実習科目の免除に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員, 生活指導員	3011
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行っている専任の職員	2411
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2421
知的障害者デイサービスセンター	指導員, 生活指導員	3041
	相談援助業務を行っている専任の職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) (身体障害者更生施設, 身体障害者療護施設, 身体障害者福祉センター, 身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の職員	3061
障害児相談支援事業, 知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) (知的障害児施設, 知的障害児通園施設, 自閉症児施設, 盲ろうあ児施設, 難聴幼児通園施設, 肢体不自由児施設, 肢体不自由児療護施設, 肢体不自由児通園施設, 重症心身障害児施設, 知的障害者更生施設, 知的障害者授産施設において実施する事業)		
障害者デイサービスを行う施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業) (身体障害者デイサービス事業, 知的障害者デイサービス事業を含む)	相談援助業務を行っている専任の職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行っている専任の職員	2401
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	3081
知的障害者生活支援事業 (知的障害者通勤寮, 知的障害者更生施設, 知的障害者授産施設, 障害者能力開発施設において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング), 高齢者向け優良賃貸住宅, 高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業)	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)		
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている専任の指導員	3121
子ども家庭相談事業 (児童センター, 市に設置された児童館において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所, 乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2551

社会福祉援助技術実習の免除
対象となる実務経験の区分

1 「実務経験申告書(様式9)」記入上の注意

●本人が記入してください。

(1箇所でも1年以上の実務経験があれば、1箇所での記入としてください。)

実務経験申告書

(社会福祉援助技術実習 免除用)

東北福祉大学
学長 萩野 浩基 殿

学籍番号	*
受付番号	*

※記入しないでください

申告者 フリガナ氏名 フクシ アユミ
福祉 歩美 (印) ← シヤチハタ印等不可。

〒 981-8522

現住所 宮城県仙台市青葉区国見1-8-1

TEL 022 (233) 2211

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、裏面の様式10の所属長等の証明書を添えて、申告します。

平成 27 年 1 月 15 日

所属している(していた)施設名・施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種(コード)	期 間	実務経験証明書(様式10)の証明権者名(病院・施設・機関代表者名を記載)
1 施設名 <u>東北ケアプランセンター</u> 施設・事業種類 <u>居宅介護支援事業を行っている事業所</u>	職種名 <u>介護支援専門員</u> (コード <u>2201</u>)	昭和 <u>17</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日～ 昭和 <u>平成</u> <u>27</u> 年 <u>1</u> 月 <u>15</u> 日 (計 <u>9</u> 年 <u>9</u> カ月)	<u>センター長 仙台 政宗</u>
2 施設名 施設・事業種類	職種名 (コード)	昭和 年 月 日～ 昭和 年 月 日 (計 年 カ月)	
3 施設名 施設・事業種類	職種名 (コード)	昭和 年 月 日～ 昭和 年 月 日 (計 年 カ月)	

「実務経験証明書(様式10)」の証明権者欄の「施設・機関の名称」を記載してください。

「施設・事業種類」「実務経験として認められる職種名」および「コード」欄は、募集要項p.108～115の表より正確に転記してください。

「実務経験証明書」の証明権者欄の「代表者の氏名」を記載してください。

現在勤務中の場合は、証明書作成日を記入してください。

1箇所でも1年間の実務経験を満たせない場合のみ、ご記入ください。

- (注) 1. 上記の記載内容は、「実務経験証明書(様式10)」の記載内容と一致することが必要です。
2. 証明内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 「職種」欄には、実務経験の区分(募集要項 p.108～115)に記載の中から選び、その名称および()内にコードを記入してください。
5. その他、募集要項 p.116の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。
裏面・様式10については、必ず証明権者の記載・捺印を受けてからご提出ください。

2 「実務経験証明書（様式10）」記入上の注意

- 証明権者による記入・公印捺印のうえ発行していただいでください。
 （「実務経験申告書（様式9）」に複数の施設を記入の場合、本様式を施設数分コピーすること。）

【証明権者の方へお願い・記入上のご留意点】

p.108～115記載の「実務経験として認められる職種」は厳密に解釈くださいますよう、お願いいたします。
 たとえば、

※「専任の職員（相談員etc）」とは、下記①または②に該当する方です。

⇒①当該施設の常勤者で専らその職務に従事している方。

②当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方。

※「介護支援専門員」は、資格を有し、「配置基準により配置されている」ことが必要です。

※「病院・診療所」の「相談員（医療ソーシャルワーカー等）」は、辞令が出ており、下表（コード1521）に記載のすべての相談援助を行っている専任の職員に限ります。

※「介護福祉士」国家試験を受験している場合、表中の注意事項（※1）～（※3）をご確認ください。

実務経験証明書

（社会福祉援助技術実習 免除用）

東北福祉大学
 学長 萩野 浩基 殿

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

フリガナ	フクシ アユミ	生年月日（年齢）
氏名	福祉 歩美	昭和 48年11月4日生 平成（満41歳）

上記の者は、下記の期間、当施設・機関において、専任で相談援助業務を行う職員として勤務している（またはしていた）ことを証明します。

下記の施設種類・職種は、本学・募集要項 p.108～115の表記載の「施設種類」「職種」のなかからいずれかを選んでそのまま転記してください。

施設・機関の名称	東北ケアプランセンター
施設・事業種類	居宅介護支援事業を行っている事業所
職種	介護支援専門員
従業期間	(1) 平成16年4月1日から 現在（証明書作成日）まで勤務している (2) 年 月 日から 年 月 日まで勤務していた

記入にあたって、「東北福祉大学通信教育部 募集要項」p.108～115の表記載の「施設種類」「職種」のなかからいずれかを選んでそのまま転記してください。

(1)は現在も勤務している場合、(2)は過去に勤務していた場合に記入してください。

証明権者	
(証明書発行日)	平成 27年 1月 15日
(施設・機関の所在地)	〒123-4567 仙台市青葉区〇〇町1-1-1
(施設・機関の名称)	東北ケアプランセンター
(代表者役職・氏名)	センター長 仙台 政宗
問合先	所属部署名 総務課 担当者名 △△ △△ 直通電話番号 022-000-△△△△

見込みによる証明はしないでください。平成26年4月1日から勤務を開始し27年3月末で1年になるような場合は、平成27年4月1日以降に証明書を発行してください。

所在地～機関代表者名まではゴム印による記載でも可です。ただし、必ず代表者名の公印を押してください。

- (1) 証明権者（実務経験を行っていた施設等の代表者＝院長・施設長・所長・所属長など）の公印が必要ですが（個人名印は不可）。修正液の使用は不可。証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。
- (2) 「相談援助業務」を行う専任の職員以外は実務経験として認められません。また、見込みによる証明はできません。
- (3) その他、募集要項 p.117の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。

社会福祉士・精神保健福祉士指定科目 既修得単位の個別認定

1 個別単位認定対象者・対象科目について

すでに四年制大学を卒業し、本学社会福祉学科に正科生として入学し、社会福祉士または精神保健福祉士の資格取得を希望する方を対象に在学中に単位修得された社会福祉士および精神保健福祉士の指定科目（以下、指定科目と表記）について、ご本人の申請に基づき、既修得単位の個別認定を行います。

1) **対象となる科目（旧カリキュラム受講者）** 指定科目で、社会福祉士＝p.96～97の別表6、精神保健福祉士＝p.123の別表7の右側「認定可能性」が「有」で、かつ本学開設科目の単位数以上の科目に限ります。

（新カリキュラム受講者） 平成21年度以降に大学に入学し新カリキュラムにて単位修得している場合は、上記の別表6・7の表記にかかわらず、演習・実習指導・実習科目以外の科目で認定の可能性がります。

2) 個別認定される可能性がある方は、卒業時に社会福祉士または精神保健福祉士の受験資格が取得できる学科・コースの設置されていた**四年制大学卒業者のみ**です（社会福祉士＝平成元年以降 精神保健福祉士＝平成11年以降の卒業者のみ該当）。

3) **短期大学・専門学校（専修学校専門課程）などを卒業した方は、個別単位認定の対象とはなりません（一括認定62単位のみを行います）。**

4) 卒業された年度によっては、認定対象外となる場合があります。出身大学に問い合わせください。

2 個別単位認定の流れ

《手 順》

《内 容》

<p>①福祉系科目個別単位認定希望のご連絡（書面） FAX022-233-2212 または E-Mail tsukyo@tfu-mail.tfu.ac.jp または 東北福祉大学 通信教育部あて郵送でお申込みください。</p>	<p>書面にて左記あて、①福祉系科目個別単位認定希望の旨と、②送付先ご住所、③お名前、④電話番号、⑤出身大学をご連絡ください。「指定科目履修証明書」をはじめ、必要書類一式をご送付いたします。 ※入学説明会にご来場いただいた方には、ご希望の旨お伝えいただければその場でお渡ししております。 ※本学通学課程卒業の方は、本学の教務部教務課より直接「社会福祉士（精神保健福祉士）指定科目履修証明書」をお取り寄せください。</p>
<p>②出願書類の提出 ※各証明書は出身大学より証明を受け厳封されたものをご提出ください（開封無効）。 ※指定科目履修証明書以外に「成績証明書（または単位修得証明書）」が必要です。 ※入学志願書回の問7 個別単位認定希望欄に○を付けてください。</p>	<p>入学志願書類に同封して ・「社会福祉士指定科目履修証明書」 ・「精神保健福祉士指定科目履修証明書」 ・「成績証明書（または単位修得証明書）」（出身大学所定様式）を本学に提出してください。 ※各指定科目履修証明書は国家試験受験用の書式であれば出身大学等の所定の様式でも可能とします。</p>
<p>③入学審査結果通知 既修得単位の個別認定可能科目のご連絡</p>	<p>入学許可者には本学から送付される「入学許可証」と一緒に「指定科目既修得単位の個別認定申請表」および入学志願の際に提出された「指定科目履修証明書」が返送されます。 初年度の履修登録を行うための「履修登録用紙」も送付されますが、本学から既修得単位の個別認定後の「履修状況票」（手順⑤参照）が送付されるまで履修登録は行わないでください。</p>



④既修得単位の個別認定の申請	既修得単位の個別認定を希望する科目に○を付け、それを本学単位認定係宛に返送してください。
----------------	--



⑤既修得単位の個別認定結果の通知	既修得単位が個別認定された「履修状況票」が送付されます。 ※本学および他大学の通学課程出身者は個別認定科目分のスクーリング単位も認定されます。
------------------	--



⑥初年度の履修登録	個別認定された科目を除いた開講科目の中から履修登録手続きを行ってください。 ※既修得単位の個別認定単位数は初年度履修単位数（40単位）には含めません。
-----------	--

3 個別単位認定にあたっての留意事項

- 1) 指定科目履修証明書は個別認定の際、本学より科目を修得した学校に内容照会を行う場合があります。
- 2) 既修得単位の個別認定後は当該科目の履修登録はできません（教科書の配本・スクーリングの受講などはできません）。
- 3) すでに単位修得済みの指定科目で、本学で再度履修を希望される場合は、【2 個別単位認定の流れ②出願書類の提出】後、本学から送付される「指定科目既修得単位の個別認定申請表」において、認定可能と案内された科目の中からご自身で選択し、認定希望からはずすことで可能となります。ただし、【2 個別単位認定の流れ⑤既修得単位の個別認定結果の通知】を発送後の変更は一切認められません。
- 4) 入学志願書提出以後の既修得単位の個別認定の申請は一切受けません。申請は入学時のみ行ってください。
- 5) 履修登録は、既修得単位の個別認定後「履修状況票」が送付された後で行ってください。
- 6) 履修登録の際、既修得単位の個別認定単位数は初年度履修単位数には含まれません（初年度授業料の範囲内で個別単位認定された科目以外に40単位まで履修登録が可能です）。
- 7) 指定科目履修証明書は国家試験受験用ならば出身大学所定のものでも可能です。
- 8) 既修得単位の個別認定の相談・申請は出身大学卒業後に受付けるものとします（卒業見込状態での申請・相談は受けません）。
- 9) 本学・他大学の通学課程出身者は、個別認定された科目分のスクーリング単位も認定されます。
- 10) 認定された科目を「教職免許状」の取得のための「教科に関する科目」として使用することはできません。
- 11) **本学通信教育部を卒業（または修了・退学）している場合**で入学志願書Aに旧学籍番号を記載された方は、このページに記載の手続きや下記の個別認定費用の納入は不要です。既修得単位は基準に従って、自動認定となります（認定の有無について希望を申し出ることはできません）。

4 既修得単位の個別認定費用

1万円 = 所定の「振込依頼書」にて入学時に請求させていただきます。

精神保健福祉士国家試験受験資格 取得希望の方へ

精神保健福祉士国家試験受験資格希望者は、この募集要項記載の内容、とくに下記の「1 出願にあたってのご注意【重要】」の内容をご了解いただき、「様式12 精神保健福祉士受験資格取得希望者出願時の誓約書」をご提出いただける方のみ、ご出願・ご入学いただくことができます。

※精神保健福祉士とは

精神保健福祉士（PSW）とは、「精神保健福祉士法」の規定にもとづいて制度化された精神障害者の社会復帰などを援助するソーシャルワーカーです。「社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う」（「精神保健福祉士法」第2条）相談援助の専門家です。

今後、精神障害者に対する地域での生活支援重視という流れを受けて、精神保健福祉士の役割・専門的機能がいつそう求められています。2014年7月末現在の登録者数は64,931名です。

1 出願にあたってのご注意【重要】

平成24年度入学者より厚生労働省の法令改正により、「精神保健福祉援助実習」について、入学前に精神保健福祉士に関する指定施設で相談援助の実務経験を1年以上有する方は、実習科目を履修しない（実習免除）で受験資格を得ることができるようになりました。一方、実習を必要とする方は医療機関実習が90時間以上義務付けられるとともに、実習先の要件が課されることになりました。そのため、各地域で実習を受講できる人数に定員を設けざるをえない見通しとなっています。

つきましては、下記をよくお読みいただき、記載事項をご了承いただける方のみ出願をお願いいたします。

※精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者は、必ず**社会福祉学科へ入学**してください。福祉心理学科では受験資格は取得できません。

● 1) 「精神保健福祉援助実習」受講を必要とする方

■ 最短修業年限

3年次編入学 4月生：2年間以上 10月生：2年半以上

ただし、4月入学者で最短2年間で受験資格を取得希望の場合は、できるだけ第2期（2/28）、遅くとも第4期（3/27）までに「様式15 入学前・精神保健福祉援助実習A希望届」とともに出願することを推奨します（第5期・第6期でのご出願も可能ですが、入学初年度の実習先確保の難行が予想されるため、2年間で受験資格取得ができなくなる場合があります）。

p.130【注】3年次編入学者で実習受講希望の方へもご参照ください。

2年次編入学 4月生：3年間以上 10月生：3年半以上

1年次入学 4月生：4年間以上 10月生：4年半以上

■ ご留意いただきたい点

本学通信教育部で「精神保健福祉援助実習」を受講する方は、p.121①～③の条件をご了承いただける方のみがご出願・ご入学いただくことができます。

- ① 演習受講時に「精神保健福祉援助実習A・B選考試験」をおこないません。実習受講者の選考は、演習科目をはじめ他の科目の成績や受講態度、筆記試験、面接試験などを総合しておこないます。そのため、希望者全員が実習を受講できるわけではありません。
- ② 「北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県」以外で実習を受講することはできません。
- ③ 「北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県」に実習先となる医療機関・施設を約220確保していますが、各地域の受講年度の実習希望者数により、「精神保健福祉援助実習A・B選考試験」に合格した方でも、お住まいの地域では実習ができない方が出てくる場合がありますことを予めご了承ください。

● 2) 「精神保健福祉援助実習」免除で入学する方

■ 最短修業年限

3年次編入学：2年間以上 2年次編入学：3年間以上 1年次入学：4年間以上

■ ご留意いただきたい点

- 1) 「精神保健福祉援助実習」免除についての詳細は、p.132～135をお読みください。
- 2) 「精神保健福祉援助実習」免除の方は、「精神保健福祉援助実習A・B選考試験」の受験は必要ありません。

2 出願書類・入学審査

- ・ 「様式12」精神保健福祉士受験資格取得希望者 出願時の誓約書
- ・ **3年次編入学で入学初年度〔10月生は翌年度〕に実習を希望する場合**
「様式15」入学前・精神保健福祉援助実習A希望届
- ・ **精神保健福祉援助実習・免除者のみ**
「様式13」実務経験申告書」・ 「様式14-①」実務経験証明書」・
「様式14-②」実務経験内容報告書
- ・ **その他必要書類は、p.27, 32～34参照**

様式12～15は本要項巻末にあります。
キリトリ線で切り取って提出をお願いします。

書類選考により入学審査を行います。入学前に筆記試験はありません。

3 学 費

実習受講者は、「精神保健福祉援助実習費 160,000円（内訳：精神保健福祉援助実習A：85,000円・実習B：75,000円）」が必要になります。

[精神保健福祉士受験資格取得のための学費の目安]

1年次入学者・4年在学・スクーリング単位30単位・実習受講の場合

最短の4年間で受験資格取得・卒業するための総費用875,000円（実習免除者は695,000円）。

	入学1年め	入学2年め	入学3年め	入学4年め
入学選考料	10,000円	—	—	—
入学金	30,000円	—	—	—
学 費	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
スクーリング受講料等（例：8単位／年分）	40,000円	45,000円	45,000円	45,000円
実習関連費（注）（実習免除者は不要）			95,000円	85,000円
合 計	200,000円	165,000円	260,000円	250,000円

※5年め以降の学費は1年あたり9万円です。

※10月生で実習を受講する方は、在籍延長料9万円の加算が必須となります。

3年次編入学者・2年在学・スクーリング単位15単位・実習受講の場合

最短の2年間で受験資格取得・卒業するための総費用555,000円（実習免除者は375,000円）。

	入学1年め	入学2年め
入学選考料	10,000円	—
入学金	30,000円	—
学 費	120,000円	120,000円
スクーリング受講料等（例：8単位／年分）	50,000円	45,000円
実習関連費（注）（実習免除者は不要）	95,000円	85,000円
合 計	305,000円	250,000円

※3年め以降の学費は1年あたり9万円です。

※10月生で実習を受講する方は、在籍延長料9万円の加算が必須となります。

（注）実習関連費 実習費A・B（計16万円）＋実習指導A・Bスクーリング受講料（計2万円）

4 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する指定専門科目

【必要単位数】【別表7】より最低限26科目62単位（最大28科目68単位：選択科目もすべて履修した場合）。

※3年次編入学者は、最低限26科目62単位の修得で、卒業と受験資格取得の両方が可能。

※1年次入学者・2年次編入学者は、選択科目もすべて履修してください。

※実習免除者は、選択科目もすべて履修してください（「実習指導A・B」「実習A・B」は除く）。

『【別表7】凡例』

☆印は、社会福祉士受験資格取得のための指定科目と共通の科目を示します。

*印は、精神保健福祉法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を示します。「医学一般」「福祉心理学」「福祉社会学」3科目中いずれか1科目選択で可。

▲印は、平成21年度以降大学（編）入学者の場合、認定可能性があります。

【履修上の特例】

1) 入学前に精神保健福祉士に関する指定施設で相談援助の実務経験を1年以上有する方

➔「実習指導A・B」と「実習A・B」の6単位分が履修免除になります。ただし、履修免除の6単位分は、卒業要件単位数に算入できませんので、卒業要件を別の科目で満たす必要があります。

2) 福祉系大学をすでに卒業の方で、在学中に精神保健福祉士国家試験受験資格の取得ができる指定科目の単位を修得している方

➔一括認定62単位以外に、【別表7】の国家試験指定科目について既修得単位の個別認定ができる可能性があります。くわしくはp.118～119をご覧ください。

【別表7】 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する指定科目（平成24年度以降の入学者適用）

厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目	3年次編入 者・初年度履 修推奨科目	本学の科目名	配当年次	単 位 数	履修方法	S 単 位	大卒者旧カ リキュラム 認定可能性	
☆人体の構造と機能及び疾病 ☆心理学理論と心理的支援 ☆社会理論と社会システム } の内1科目 (注1・2)		*医学一般	2年以上	2	R or SR	1	有	
	◎	*福祉心理学	1年以上	2	R or SR	1	有	
		*福祉社会学	1年以上	4	R or SR	2	有	
☆現代社会と福祉	◎	*社会福祉原論(職業指導を含む)	2年以上	4	R or SR	2	無	
☆地域福祉の理論と方法		*地域福祉論	2年以上	4	R or SR	2	有	
☆社会保障		*社会保障論	3年以上	4	R or SR	2	有	
☆低所得者に対する支援と生活保護制度		*公的扶助論	3年以上	2	R or SR	1	有	
☆福祉行財政と福祉計画		*福祉行財政と福祉計画	3年以上	2	R or SR	1	無▲	
☆保健医療サービス		*保健医療サービス論	3年以上	2	R or SR	1	無▲	
☆権利擁護と成年後見制度	◎	*福祉法学	2年以上	2	R or SR	1	無▲	
☆障害者に対する支援と障害者自立支援制度	◎	*障害者福祉論	1年以上	4	R or SR	2	有	
精神疾患とその治療	◎	精神医学	3年以上	4	R or SR	2	有	
精神保健の課題と支援	◎	精神保健学	2年以上	4	R	—	有	
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	◎(注5)	*精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	2年以上	2	R or SR	1	有	
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	◎	精神保健福祉援助技術総論Ⅱ	2年以上	2	R or SR	1	有	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	◎(注5)	精神保健福祉の理論	2年以上	2	R or SR	1	(注3)	
		精神科リハビリテーション学	3年以上	4	R or SR	2	有	
	◎	精神保健福祉援助技術各論	2年以上	2	R or SR	1	有	
精神保健福祉に関する制度とサービス	◎	精神保健福祉のサービス	2年以上	2	R or SR	1	(注3)	
	◎	精神保健福祉の制度	3年以上	2	R or SR	1	(注4)	
精神障害者の生活支援システム	◎	精神障害者の生活支援システム	2年以上	1	R	—	無	
精神保健福祉援助演習（基礎）	◎	*精神保健福祉援助演習A	2年以上	1	SR	1	無	
精神保健福祉援助演習（専門）	◎	精神保健福祉援助演習B	3年以上	2	SR	1	無	
		精神保健福祉援助演習C	4年	2	SR	1	無	
精神保健福祉援助実習指導	実習免除者 は履修不要	◎	精神保健福祉援助実習指導A	3年以上	1	SR	1	実務経験 免除有
			精神保健福祉援助実習指導B	4年	1	SR	1	
精神保健福祉援助実習	◎	精神保健福祉援助実習A	3年以上	2	実習科目	—		
		精神保健福祉援助実習B	4年	2	実習科目	—		

(注1) 「医学一般」「福祉心理学」「福祉社会学」の3科目中いずれか1科目選択で可。

(注2) 国家試験は演習・実習科目以外のすべてから出題されるので、(注1)にかかわらず、すべての指定科目を履修されることを推奨いたします。

(注3) 本学通信教育部の「精神保健福祉論Ⅰ」および「精神保健福祉論Ⅱ」を平成24年度以降に単位修得している場合のみ「精神保健福祉の理論」および「精神保健福祉のサービス」を認定します。

(注4) 本学の「精神保健福祉論Ⅲ」を平成21年度以降に単位修得している場合のみ、「精神保健福祉の制度」は認定します。

【注5】 精神保健福祉援助実習受講者は「精神保健福祉の理論」「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」のいずれか、または両方のスクーリング受講を強く推奨します（p.127「スタートアップガイダンス」参照）。

【スクーリング受講必須科目】

「演習A・B・C」「実習指導A・B」（実習免除者は「演習A・B・C」）

※その他の科目はスクーリング受講必須ではありませんが、卒業のためのスクーリング単位修得は必要です（1年次入学者30単位、2年次編入学者22単位、3年次編入学者15単位）。⇒p.61も参照。

【スクーリングの受講について】

1. 「演習A・B・C」「実習指導A・B」（実習免除者は「演習A・B・C」）は、仙台でのみ開講します。
2. 各演習の受講条件を満たさないと、演習の受講はできません。

5 社会福祉士受験資格と精神保健福祉士受験資格の両方を取得希望の方

社会福祉士国家試験受験資格取得もあわせて希望する方は、まず社会福祉士国家試験受験資格取得を優先目標に入学されることを強くお奨めします。

●「社会福祉援助技術実習」と「精神保健福祉援助実習」の両方の受講を必要とする方

■最短修業年限 3年次編入学：3年間以上 2年次編入学：4年間以上 1年次入学：5年間以上

※10月生はさらに半年間の在籍が必要です。

■学習の順序（予定・最短修業年限+1年の場合）（3年次まで）「社会福祉援助技術演習A・B」「社会福祉援助技術実習申込」（3年次以上・毎年9月15日）・「精神保健福祉援助演習A」「精神保健福祉援助実習A選考試験」→（4年次）「社会福祉援助技術演習C」「社会福祉援助技術実習指導・実習」（24日間以上）・「精神保健福祉援助演習B」「精神保健福祉援助実習指導A・実習A（福祉施設実習・8日間以上）」「精神保健福祉援助実習B選考試験」→（5年次）「精神保健福祉援助実習指導B・実習B（医療機関実習・12日間以上）」「精神保健福祉援助演習C」→「国家試験受験」「卒業」

■3年次編入学の場合に最低限必要な超過履修費 最低90,000円以上（18単位以上）

両方の実習を必要とする方は、上記のとおり shortest 修業年限となります。また、上記の shortest 修業年限の場合4年次に32日間以上の実習期間の確保が必要となります。各演習実習科目の受講条件を満たすのも非常にハードなスケジュールとなります。通常は「社会福祉士国家試験受験資格」を得て国家試験受験・卒業し、その後、「精神保健福祉士国家試験受験資格」希望として3年次に再入学することを推奨しています（再入学後さらに最短2年間が必要です）。

●「社会福祉援助技術実習」または「精神保健福祉援助実習」免除の方

1)「社会福祉援助技術実習」免除で「精神保健福祉援助実習」受講を必要とする方

■最短修業年限 p.120「精神保健福祉援助実習」受講を必要とする方の「最短修業年限」欄参照

■3年次編入学の場合に最低限必要な超過履修費 最低55,000円以上（11単位以上）

2) 「精神保健福祉援助実習」免除の方（「社会福祉援助技術実習」は受講でも免除でも同じ）

- 最短修業年限 3年次編入学：2年間以上 2年次編入学：3年間以上 1年次入学：4年間以上
- 3年次編入学の場合に最低限必要な超過履修費 最低60,000円以上（12単位以上）

6 精神保健福祉援助実習について

配当年次・単位数	実習A（福祉施設実習）	3年次（2単位）
	実習B（医療機関実習）	4年次（2単位）
実習時期・日数	実習A（福祉施設実習）	10月1日～2月15日（15日間以上かつ120時間以上）
	実習B（医療機関実習）	7月1日～12月25日（12日間以上かつ90時間以上）

実習先・実習期間の選定

- 1) p.126に記載した法令で定められた種別の福祉施設・医療機関であることが必要です。さらに平成27年4月以降は、実習先の実習指導者が「精神保健福祉士の資格取得後※3年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ実習指導者講習会を修了した者」という要件が課されます。
- 2) 「北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県」以外で実習を受講することはできません。
- 3) 実習先は学生の希望も考慮しつつ、大学で決定し配属します。実習期間は大学および実習先から指定された期間となります。
- 4) 法令で定められた種別の福祉施設・医療機関に勤務している方は、勤務先での実習も可能です。ただし、所属長の了解をとり休暇扱いであること、その他精神保健福祉援助実習指導担当教員および通信教育部実習係との十分な事前相談と学内実習審査会での許可を得たうえで「精神保健福祉援助実習」にふさわしい内容が必要となります。
- 5) 精神保健福祉援助実習指導担当教員および通信教育部実習係との十分な事前相談と学内実習審査会での許可を得たうえで、実習A（福祉施設実習）のみ原則2カ月以内に7日間と8日間等、分割的に行う実習を許可する場合があります。
- 6) 平成21年の新カリキュラム改定以後に社会福祉士受験資格取得のための「社会福祉援助技術実習」を受講した方は、実習A（福祉施設実習）の実習時間は60時間（8日間）となります（この場合の実習Aの実習費は60,000円に減額されます）。

※資格取得後とは、精神保健福祉士登録証の登録年月日以降を指します。

※実習期間は当年度8月1日～次年度2月末までとし、上記の各実習時期を実習実施推奨期間とします。

実習先として認められる施設・事業の種別

医療関係施設 精神保健福祉援助実習A 対象施設としては不可	精神科病院	
	病院（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る）	
	診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る）	
行政関係機関・施設	保健所	
	市町村保健センター	
	市区町村（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る）	
	精神保健福祉センター	
法務省設置法及び更生保護法	保護観察所（精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る）	
	更生保護施設（精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る）	
障害者関係施設（障害者総合支援法）	障害福祉サービス事業を行う施設	生活介護を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		自立訓練を行う施設（機能訓練、生活訓練）（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		就労移行支援を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		就労継続支援を行う施設（A型、B型）（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		共同生活援助を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		共同生活介護を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
		短期入所を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	重度障害者等包括支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	地域活動支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	障害者支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	児童デイサービス事業（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	地域生活支援事業	精神障害者地域移行・地域定着支援事業（旧・精神障害者退院促進支援事業を含む）実施施設
	児童福祉法	児童相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
母子生活支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		
児童家庭支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		
児童自立支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		
情緒障害児短期治療施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		
児童養護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		
障害児入所施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		
障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る）を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		
乳児院（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		
生活保護法	救護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	更生施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
社会福祉法	福祉事務所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	地域障害者職業センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	障害者就業・生活支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
ホームレス自立支援事業を実施する施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）センター		

7 スタートアップガイダンスと精神保健福祉援助演習・実習指導の補講演習について

スタートアップガイダンス

【内容】

1. 入学～国家試験受験～卒業までの流れについて
2. 演習・実習指導・実習受講の流れについて
3. レポート学習・履修方法について
4. 精神保健福祉の基礎知識等について解説

※3年次編入生で、当年度「精保実習A」を受講希望の方は、下記のスクーリングの受講と併せて参加されることを強くお奨めします。

◆4月開催（主に4月入学生向け）

4/18・19 「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」スクーリング

4/25・26 「精神保健福祉の理論」スクーリング

→両スクーリングに併せて同じ内容で2回開催。

両科目は履修方法「R or SR」であり、「レポート+科目修了試験」、「スクーリング+レポート」のいずれかの方法で単位修得が可能ですが、一方または両方のスクーリングを受講し、いずれか一方のガイダンスに参加されることを強く推奨いたします。

※4月入学の3年次編入学生で入学初年度に「精保実習A」を受講される方の特例

「精神保健福祉の理論」「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」は春期スクーリングⅡに該当しますが、上記に該当する方のみ、特例で4月10日(金)までのスクーリング申込みを受け付けます。受講を希望される方は、学費納入後に送付される補助教材・履修希望科目登録用紙と一緒に送付される機関誌『With』105号の巻末のスクーリング申込ハガキにて申込みを行ってください。

◆12月開催（主に10月入学生向け）

12/12・13 H28.1/23・24 「精神保健福祉援助技術演習A」スクーリング

※開催日程が変更される場合があります。詳細はご入学後に配付される機関誌『With』をご確認ください。

補講演習の受講

精保演習・実習指導スクーリング・精神保健福祉援助実習選考試験では、実習生としての準備が整っているかについて様々な指標から評価が行われ、実習生として所定の基準に達していない場合は、スクーリングが不合格、または実習受講が不許可となります。

不合格・不許可者のうち再受講を希望する方は、評価の低かったスキル（技術・能力）の向上を目的とした、個別またはグループによる「補講演習」の受講（有料*）が必須となります（仙台でのみ開講）。

※「補講演習」の受講料はスクーリング受講料と同額程度を予定。

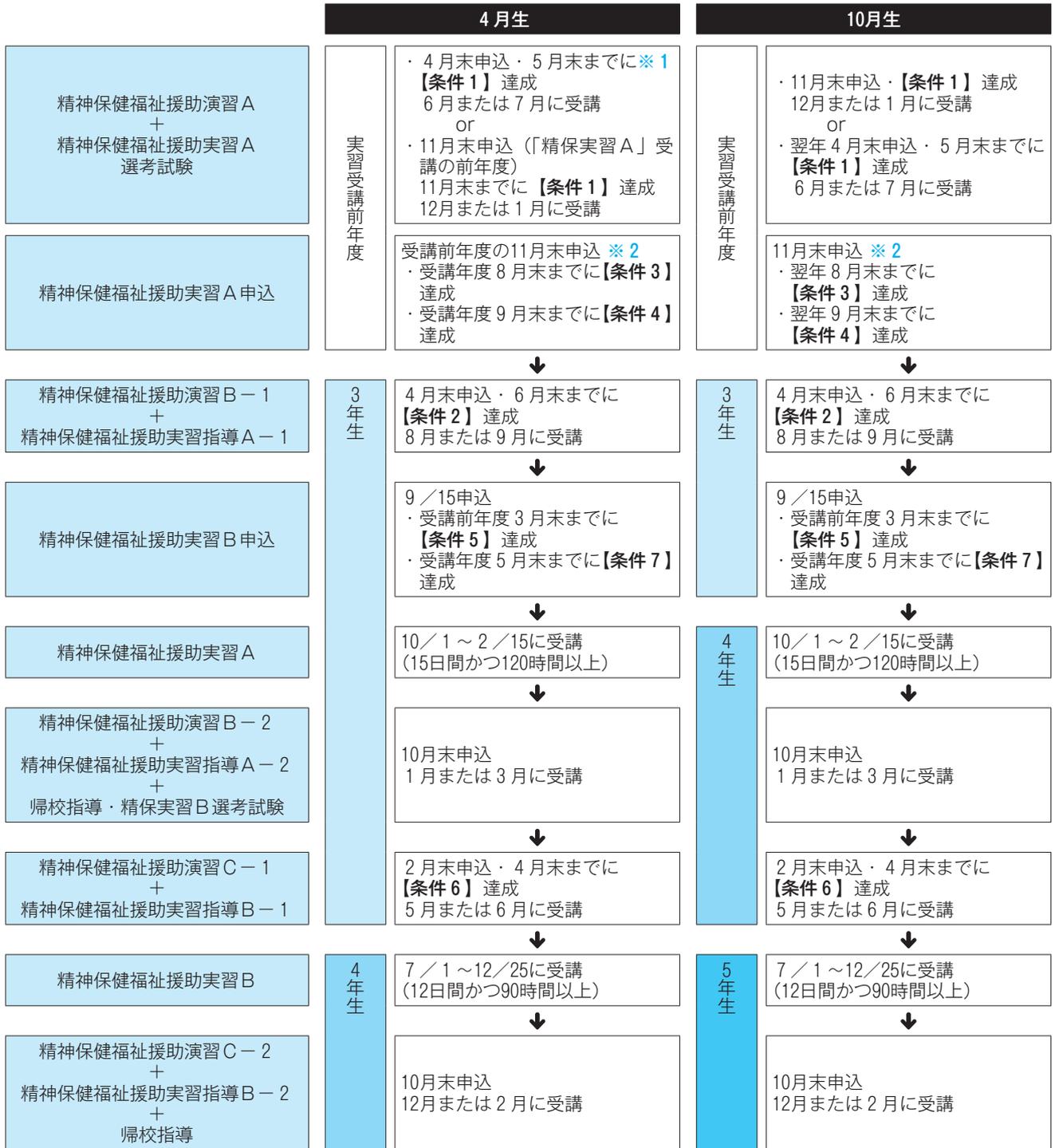
8

精神保健福祉士受験資格を得るための受講スケジュール

1年次入学者・2年次編入学者：「精神保健福祉援助演習A」の申込・受講申込受理・受講条件達成は2年生で行うことを目標にしてください（下図のとおり3年生でも可能）。

3年次編入学者

【実習受講者】



※1 特例 3年次編入学（4月生）は入学初年度4月末締切の「精保演習A」申込可。それ以外はすべて要前年度申込み。

※2 3年次編入学者で入学初年度（10月生は入学次年度）に「精保実習A」の受講を希望する方は、入学出願時に要申込み。

【実習免除者】

		4月生	10月生
精神保健福祉援助演習A	3年生	4月末申込・5月末までに 【条件1】達成 6月または7月に受講	3年生 ・11月末申込・【条件1】達成 12月または1月に受講 or ・翌年4月末申込・5月末までに 【条件1】達成 6月または7月に受講
精神保健福祉援助演習B (実習免除者)		↓	↓
		11月末申込・【条件8】達成 2月に受講	4年生 11月末申込・【条件8】達成 2月に受講
		↓	↓
精神保健福祉援助演習C (実習免除者)	4年生	2月末申込 4月末までに【条件9】達成 5月に受講	2月末申込 4月末までに【条件9】達成 5月に受講

【条件1】「精神保健福祉援助演習A」受講申込受理条件

- ①「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」「精神保健福祉の理論」の2科目すべてのレポート提出。
- ②「精保演習A」1単位めレポートの提出。

【条件2】「精神保健福祉援助演習B－1＋実習指導A－1」受講申込受理条件

「精保演習B」1単位めレポートの提出。

【条件3】「精神保健福祉援助実習A」受講申込受理条件

- ①「精神保健福祉援助技術各論」のレポート提出。
- ②「精保演習A」受講時に実施される「精保実習A選考試験」に合格していること。

【条件4】「精神保健福祉援助実習A」受講条件

- ①「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」「精神保健福祉の理論」「精保演習A」の3科目の単位修得。
- ②「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉のサービス」の2科目すべてのレポート提出。

【条件5】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅰ

- ①「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」「精保実習A」の4科目の単位修得。
 - ②「福祉心理学*」「社会福祉原論（職業指導を含む）」「精神医学」「福祉法学」「精神保健学」「精神保健福祉の制度」「精神障害者の生活支援システム」の7科目中4科目すべてのレポート提出。
 - ③「精保実習B選考試験」に合格していること。
 - ④卒業要件単位数80単位を修得していること（入学時の一括認定単位を含む）。
- ※「福祉社会学」または「医学一般」でも可。

【条件6】「精神保健福祉援助演習C－1＋実習指導B－1」受講申込受理条件

「精保演習C」1単位めレポートの提出。

【条件7】「精神保健福祉援助実習B」受講条件Ⅱ

- ①「精保演習B」「精保実習指導A」「精保実習A」の単位修得。
- ②「公的扶助論」「地域福祉論」「精神科リハビリテーション学」の3科目すべてのレポート提出。

【条件8】「精神保健福祉援助演習B（実習免除者）」受講申込受理条件

- ①「精保演習A」を受講済み、または受講見込（当年度12月の受講）であること。
- ②「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉のサービス」の4科目すべてのレポート提出（入学1年目の方は4科目中2科目すべてのレポート提出でも可）。
- ③「精保演習B」1単位めレポートの提出。

【条件9】「精神保健福祉援助演習C（実習免除者）」受講申込受理条件

- ①「精神保健福祉援助技術総論Ⅰ」「精神保健福祉の理論」「精保演習A」「精保演習B」の4科目の単位修得。
- ②「精神保健学」「精神保健福祉援助技術総論Ⅱ」「精神保健福祉援助技術各論」「精神保健福祉の

サービス」「精神保健福祉の制度」「精神障害者の生活支援システム」の6科目のうち3科目の単位修得。残り3科目すべてレポート提出。

- ③「福祉心理学*」「社会福祉原論（職業指導を含む）」「福祉法学」「精神医学」の4科目すべてのレポート提出。
 - ④「精保演習C」1単位めレポートの提出。
 - ⑤卒業要件単位数80単位を修得していること（入学時の一括認定単位を含む）。
- ※「福祉社会学」または「医学一般」でも可。

注意

各演習・実習指導スクーリング受講に伴う課題等の提出期限は、学費納入後に送付される副教材『試験・スクーリング情報ブック』1部を参照のこと。

9 「様式15」入学前・精神保健福祉援助実習A希望届」の作成について

1. 「実習希望先」は、p.126「実習先として認められる施設・事業の種別」を参考に希望する実習地にある施設を探して記入してください（本学との実習受入契約の有無を問いません）。あるいは本学ホームページで公開されている実習受入契約施設（福祉施設）の中から探して記入していただいても結構です。
ただし、平成27年3月31日までの経過措置期間の終了に伴い、平成27年4月1日より実習機関の実習指導者の「実習指導者講習会修了要件」が必須となることから、要件を満たす指導者がいない実習機関については、実習受入契約先であっても実習先として認められなくなる場合があることを予めご了承ください。
2. 実習希望先はホームページや行政機関等で閲覧可能な施設一覧等で調べ、直接の問合せは先方の迷惑になるのでご遠慮ください。
3. 実習受入依頼の調整は、すべて本学で行います。個人での受入依頼調整はご無用に願います。
4. p.131【記入上の注意】もよくお読みのうえご記入ください。
5. 写真は証明写真のみとし、スナップ等の写真は不可とさせていただきます。

【注】3年次編入学者で実習受講希望の方へ

4月生の3年次編入学者で平成27年度に「精保実習A」（実習期間：平成27年10月1日～平成28年2月15日）の受講を希望する方は、入学出願時に「様式12」誓約書」「様式15」入学前・精神保健福祉援助実習A 希望届」をご提出ください（推奨出願期間は4期まで）。また、ご入学後に機関紙『With』の巻末の様式にて4月30日までに「精保演習A」の受講申込みを行い、5月末までに【条件1】「精保演習A」受講申込受理条件を達成してください（p.128・129参照）。

10月生の3年次編入学者で平成28年度に「精保実習A」（実習期間：平成28年10月1日～平成29年2月15日）の受講を希望する方は、上記と同様に入学出願時に所定の様式をご提出ください（6期までの出願が可能）。ただし、上記期間に「精保実習A」の受講を希望される方で、入学初年度の12月または1月に「精保演習A」の受講を希望する方は、同年度の11/30までに受講条件を満たす必要があるため、早めにごお願いいただくことをお勧めいたします（入学初年度の4月末までに「精保演習A」を申込み、6月または7月に受講することも可能です）。

【様式15】 入学前・精神保健福祉援助実習A希望届 記入上の注意

- 1 下記の例を参考に該当する箇所には○をつけ、必要事項を記入してください。
- 2 勤務先欄は現職のある方は現職を、現職ではない方は最も長い勤務先を記載してください。
- 3 実習希望先を記載する場合、p.126の「実習先として認められる施設・事業の種別」に記載されている種別からお選びください。なお、精神保健福祉士が実習指導にあたるのが必須条件ですが、希望実習先の精神保健福祉士の配置の有無についてはご存知の範囲で構いません（希望先への直接の問い合わせは、先方の迷惑になりますのでお控えください）。
- 4 本用紙および出願用紙を通じて得られた個人情報「精神保健福祉援助実習A」の実習先調整、および入学後の学習指導・実習指導等にものみ使用いたします。

様式15 (3年次編入学 希望者のみ提出)

入学前・精神保健福祉援助実習A希望届

推薦出願締切	4月生 2015年3月27日(4期出願期間) 10月生 2015年10月15日(6期出願期間)
--------	--

学籍番号	*
受付番号	*

*記入しなくても可

私は精神保健福祉士として精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に携わる意志を強く持っており、4月生の場合入学初年度(10月生の場合入学翌年度)に「精神保健福祉援助実習A」の受講を希望しているため、東北福祉大学通信教育部に入学を希望するとともに、「入学前・精神保健福祉援助実習A希望届」を提出いたします。

*選択する箇所は当てはまる数字に○をつけてください。

作成日：平成27年 1月31日

ふりがな	ふくし たくろう	印	性別	
氏名	福祉 太郎	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
生年月日	昭和 47年 9月 9日 (42歳)			
〒	000-0000	宮城 郡	仙台 区	青葉区国見1-8-1
TEL	(000) 000-0000 / FAX:(000) 000-0000			
E-mail	△△△△ @ △△.ac.jp			
携帯	(000)0000-0000			
勤務先	① 現職 ・ 2 過去の勤務先(名称のみでも可) ・ 3 職歴なし			
名称	○△物産仙台支社			
〒	000-0000			
宮城県仙台市太白区	0003-4 TEL:(000)0000-0000			
勤務期間	昭和 平成	7年 4月	現在に至る	or 昭和・平成 年 月
精神保健福祉・医療関係での勤務経験	有	無	上記以外の場合の勤務先名	
実習希望地域	現住所付近以外の地域での実習を希望される場合は下記にご記入ください			
	都道県 市・区・郡 区町村 近辺			
	希望地域における実習が受入調整の結果不可となった場合、他の地域での実習が可能ですか			
	① 可能(下記に具体的な地域をご記入ください) ・ 2 不可能			
	岩手県○○郡 近辺			
社会福祉援助技術実習の受講	① 受講しない ② 受講した ()年()日頃 ③ 受講予定			
	*平成21年度以降の新カリキュラムにおける「相談援助実習」であること。			
障害配慮等の特記事項	① 特になし ② あり → 下欄に具体的内容をご記入ください。			
	実習先に開示(可・不可) ←必ずいずれかに○をつける			

(裏面に続く)

【記入上の注意】

- 1 希望実習先の種別は本要項p.126の「実習先として認められる施設・事業の種別」のうち「医療関係施設」を除きます。
- 2 「障害者関係施設(障害者総合福祉法)」に規定される施設は身体・知的・精神障害のうち主たる利用者が精神障害者かつ利用実績(実際の利用者の割合)も精神障害者が6割以上である必要があります。
- 3 実習指導者として精神保健福祉士が配置されているところに限ります。
- 4 希望先は分かる範囲で構いません。先方の迷惑になりますので直接の問い合わせ等は無用と願います。
- 5 本実習希望届はあくまでも配属実習(大学が実習先を指定する形態の実習)の参考資料として使用いたします。

希望実習先施設	① あり ・ 2 特になし
	*「1 あり」の場合は、わかる範囲で第3希望まで下記にご記入ください。

希望実習先名称	就労自立支援センター○○○		
法人名(設置主体)	NPO法人○○会	種別	就労移行支援・自立訓練
所在地	〒000-0000		
	宮城県仙台市泉区006-2 TEL(000)000-0000		
希望する理由	就労移行の支援について学びたいため		
希望先との関係	特になし		
希望実習先名称	○○○サポートセンター		
法人名(設置主体)	社会福祉法人○○会	種別	相談支援事業
所在地	〒000-0000		
	宮城県仙台市青葉区007-1 TEL(000)000-0000		
希望する理由	相談支援事業におけるPSWの役割について学びたい		
希望先との関係	特になし		
希望実習先名称	地域活動支援センター○○		
法人名(設置主体)	社会福祉法人○○	種別	地域活動支援センター
所在地	〒000-0000		
	宮城県仙台市青葉区008-7 TEL(000)000-0000		
希望する理由	日常生活支援および相談支援業務について学びたいため		
希望先との関係	特になし		

◆実習Aの受講が難しい時期(実習期間4月生:平成27年10月1日~平成28年2月15日
10月生:平成28年10月1日~平成29年2月15日)

実習受講が難しい時期	1 特になし ・ ② あり(下記に具体的に記載) 例:①10月上旬~11月中旬は難しい ②11月下旬~12月中旬の間で2分割を希望 (10月上旬~11月中旬は不可)
理由	仕事の繁忙期にあたるため

(注) 本用紙を通じて得られた個人情報「精神保健福祉援助実習A・B」の実習先調整、および入学後の学習指導・実習指導等にものみ使用いたします。

精神保健福祉援助実習の免除について

1 入学前に相談援助の実務経験を1年以上有する方の実習履修免除について

「3 精神保健福祉援助実習の免除対象となる実務経験コード番号表」に記載された施設（p.133～135）において、入学前までに（4月生3月31日、10月生9月30日時点）1年以上の「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っている方は、実習科目（「精神保健福祉援助実習指導A・B」「精神保健福祉援助実習A・B」の4科目6単位）が履修免除になる可能性があります。

該当する志願者は、志願書提出の際に下記の様式をご提出ください。

「様式12 精神保健福祉士取得希望者出願時の誓約書」

「様式13 実務経験申告書」

「様式14-① 実務経験証明書」「様式14-② 実務経験内容報告書」

※入学後に、記載内容が事実と反していることがわかり、実習免除が不可能になったり、国家試験の合格が取り消された場合は、大学ではその責任は負いかねますので、ご了承ください。

2 「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方」として本学が採用する定義

1 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことから、精神保健福祉士の実習科目の免除を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の5割以上従事することが要件となります。

(1) 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

(2) 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等についての積極的な提案、誘導

(3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけさせるための訓練

(4) 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

(5) 援助を行うための関係者との連絡、調整等

①ケースカンファレンス等の会議への出席、②ケース記録等の関係書類の整理、③職員間の申し送り、連絡、調整、④関係機関との連絡、調整

2 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

3 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

※「専任の職員（相談員）」については、(1)当該施設の常勤者で専らその職務に従事している方、または(2)

当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方とします。

3 精神保健福祉援助実習の免除対象となる実務経験コード番号表

(1) 法人格コード

「様式14-① 実務経験証明書」の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法人格（運営主体）	コード
国・地方公共団体等の公的機関	a
社会福祉法人，（一般・公益）財団法人，（一般・公益）社団法人，宗教法人等の非営利法人	b
医療法人等，病院・診療所を開設する法人及び個人	c
株式会社，有限会社等の営利法人（人材派遣会社はコードh）	d
特定非営利活動法人（NPO法人）	e
生活協同組合，農業協同組合，企業組合等の協同組合	f
その他（法人格を持たない任意団体を含む）	g
人材派遣会社 ※派遣先である運営主体でも，派遣元である人材派遣会社でも証明可能です。 （運営主体が証明できない場合は，人材派遣会社が証明してください）	h

(2) 施設・職種コード

次の施設・事業において精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方は，精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

「様式13 実務経験申告書」および「様式14-① 実務経験証明書」の「施設（事業）等種類」，「職種名」および「コード」欄には、次のうち該当する「施設（事業）等種類」，「職種名」および「コード」を記入してください。

「様式14-① 実務経験証明書」の「職種名」欄に記入する職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。

施設（事業）等種類	施設コード	職種の例・職種コード	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
精神科病院	01	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [02]	
精神保健福祉センター	02	・精神保健福祉相談員 [01] ・精神科ソーシャルワーカー [03] ・社会福祉士 [02] ・心理判定員 [04]	
児童福祉法（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
障害児通所支援事業を行う施設 （児童デイサービスであった期間を含む）	児童発達支援	03	・専任で相談援助業務に従事する職員（職種名を記入） [99]
	放課後等デイサービス		
乳児院		05	・児童指導員 [01] ・保育士 [02] ・児童発達支援管理責任者 [03]
児童養護施設		06	
福祉型障害児入所施設		07	
情緒障害児短期治療施設		08	

施設（事業）等種類	施設コード	職種の例・職種コード	
児童相談所	09	・児童福祉司 [01] ・受付相談員 [02] ・相談員 [03] ・電話相談員 [04]	・児童心理司 [05] ・児童指導員 [06] ・保育士 [07]
母子生活支援施設	10	・母子指導員 [01]	・少年を指導する職員（職種名を記入） [99]
障害児相談支援事業を行う施設	11	・相談支援専門員 [01]	
児童自立支援施設	12	・児童自立支援専門員 [01]	・児童生活支援員 [02]
児童家庭支援センター	13	・職員（職種名を記入） [99]	
地域保健法（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
保健所	14	・精神保健福祉相談員 [01]	・精神科ソーシャルワーカー [03]
市町村保健センター	15	・社会福祉士 [02]	・心理判定員 [04]
医療法（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
病院 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る）	16	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [02]	
診療所 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る）	17		
生活保護法（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
救護施設	18	・生活指導員 [01]	
更生施設	19		
地方自治体（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	20	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [02] ・精神科ソーシャルワーカー [03] ・心理判定員 [04]	
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	21		
市役所・区役所・町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	22		
社会福祉法（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
福祉事務所	23	・査察指導員 [01] ・身体障害者福祉司 [02] ・知的障害者福祉司 [03] ・老人福祉指導主事 [04] ・現業員 [05]	・家庭児童福祉主事 [06] ・専任の家庭相談員 [07] ・面接員に相当する職員 [08] ・専任の婦人相談員 [09] ・専任の母子自立支援員 [10]
市町村社会福祉協議会	24	・福祉活動専門員 [01] ・相談援助業務を行っている専任の職員 [02]	
知的障害者福祉法（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
知的障害者更生相談所	25	・知的障害者福祉司 [01] ・心理判定員 [02] ・職能判定員 [03] ・ケースワーカー [04]	
法務省設置法（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
保護観察所	26	・社会復帰調整官 [01] ・保護観察官 [02]	

施設（事業）等種類		施設 コード	職種の例・職種コード
障害者の雇用の促進等に関する法律（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
広域障害者職業センター		27	・ 障害者職業カウンセラー [01]
地域障害者職業センター		28	・ 障害者職業カウンセラー [01] ・ 職場適応援助者 [02]
障害者就業・生活支援センター		29	・ 主任就業支援担当者 [01] ・ 就業支援担当者 [02] ・ 生活支援担当職員 [03]
更生保護事業法（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
更生保護施設		30	・ 補導主任 [01] ・ 補導員 [02]
発達障害者支援法（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
発達障害者支援センター		31	・ 相談支援を担当する職員 [01] ・ 就労支援を担当する職員 [02]
障害者総合支援法（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
障害福祉サービス 事業	生活介護	32	・ 生活支援員 [01] ・ 就労支援員 [02] ・ サービス管理責任者 [03]
	自立訓練	33	
	就労移行支援	34	
	就労継続支援	35	
	短期入所	36	・ 専任で相談援助業務に従事する職員（職種名を記入） [99]
	重度障害者 等包括支援	37	
	共同生活介護	38	
	共同生活援助	39	
一般相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であつた期間を含む）		40	・ 相談支援専門員 [01]
特定相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であつた期間を含む）		41	
障害者支援施設		42	・ 生活支援員 [01] ・ 就労支援員 [02] ・ サービス管理責任者 [03]
地域活動支援センター		43	・ 指導員 [01]
福祉ホーム		44	・ 管理人 [01]
改正前の法律（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
精神障害者地域生活援助事業を行う施設		45	・ 世話人 [01]
精神障害者社会復帰施設		46	・ 精神障害者社会復帰指導員 [01] ・ 管理人 [02]
知的障害者援護施設		47	・ 生活支援員 [01] ・ 生活指導員 [02]
児童デイサービス		48	・ 専任で相談援助業務に従事する職員（職種名を記入） [99]
指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）			
精神障害者地域生活支援センター		49	・ 精神障害者社会復帰指導員 [01]
精神障害者地域移行支援特別対策事業		50	・ 地域体制整備コーディネーター [01] ・ 地域移行推進員 [02]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設		51	・ スクールソーシャルワーカー [01]
ホームレス自立支援事業を実施する施設		52	・ 生活相談指導員 [01]

精神保健福祉士国家資格を取得した通信教育部卒業生からメッセージをいただきました。参考までにご覧ください。

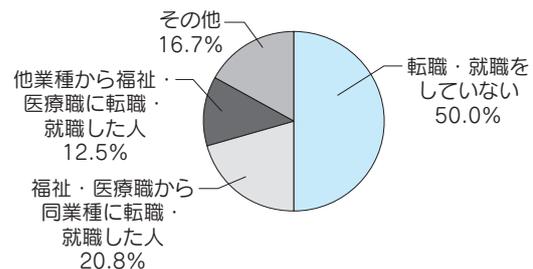
●現在の職場などでいかしておられる声

- ▶私は看護師ですが、精神保健福祉士資格取得後、精神科で勤務しています。学んだ知識が役立つことも多く、毎日楽しく仕事をしているところです。今後、いつかは精神保健福祉士の仕事もしてみたいのですが、しばらくは今の職場で頑張っていきたいと思います。（20代 女性）
- ▶自分にとっては学びの全てが新鮮でした。在学中、スクーリング、試験、レポートなど無駄に思えることが一つもなく、全てが仕事や生活に役立っていると感じます。自分は高校も通信教育で23歳の時に卒業し、まさか大学で学べるとは思っていませんでした。誰もが平等に学んでよいのだと嬉しく思います。（30代 男性）
- ▶福祉を学ぶなかで人生・生活について深く考えるようになり、ものの見方や考え方が柔軟になりました。共に学ぶ仲間がいることの大切さを実感でき、家族・友人・職場などの人間関係に役立っています。（40代 女性）
- ▶精神障害者の子どもを抱え、50代から勉強を始めました。主婦、仕事、学生と忙しい学生生活でしたが、各地の学習仲間にも出会い、楽しい日々でした。精神保健福祉士取得後、社会福祉士も取得しました。間もなく70才になりますが、現在は福祉施設で施設長として障害者をもつみなさんに就労支援をしたり、相談に乗ったりと、地域生活を支援しています。（60代 女性）

●転職した方の声

- ▶私は、昨年転職し、知的障害者と高次脳機能障害者を対象とした就労支援センターにて精神保健福祉士として支援を行っています。今まで障害のはざまの人々と言われてきた高次脳機能障害者への就労支援はなかなか難しいこともありますが、とてもやりがいがあり、毎日充実しています。（40代 女性）
- ▶今まで所持していた社会福祉主事任用資格のみでは面接までなかなか進まず、精神保健福祉士と社会福祉士の合格発表後の4月に面接を受けた法人に採用されました。現在は精神障害者地域生活支援センターにおいて相談業務を実施しています。（50代 男性）
- ▶精神科クリニックに就職しました。2年前に取得したお精神保健福祉士資格があるだけで、この不況・就職難のなか、50歳近くになって正職員採用です。有難いことです。（40代 女性）
- ▶精神保健福祉士資格取得後、障害福祉サービス事業所で相談員をしています。精神科病院で働くワーカーに比べるとまだまだ遅れている分野ですが、それだけやりがいや充実感もあります。（30代 男性）
- ▶在学中に精神保健福祉の仕事に就いて4年になろうとしています。その間、国家試験にも合格しました。精神障害者関連法規は変化を続けていますが、常に利用者のニーズと状況を把握しながら、共に良き道を進んでいきたいと思っています。（30代 女性）
- ▶卒業後、行政の嘱託として相談員を1年間経験し、現在は地域の福祉施設で精神保健福祉士として勤務しています。大学で学んだ権利擁護の視点を大切に地域生活支援にあたりたいと思います。（40代 女性）
- ▶卒業と同時に希望の仕事（グループホーム正職員）を得ることができました。40歳という年齢もあり、転職は正直かなり難しいと思っていましたが、いろいろな所を事前に見学したり、研修等に顔を出しているうちに今の職場の所長に顔と名前を覚えてもらっていたことが内定につながったように思います。少しでもメンバーさんのためになれるよう日々勉強だと思っています。（40歳代 女性）

問 （精神保健福祉士取得者のみ） 在学中・卒業後に転職・就職されましたか



社会福祉士・精神保健福祉士国家試験合格者数

社会福祉士国家試験受験状況

()内は合格者数/受験者数

		平成17年度 (第18回)	平成19年度 (第20回)	平成20年度 (第21回)	平成21年度 (第22回)	平成22年度 (第23回)	平成23年度 (第24回)	平成24年度 (第25回)	平成25年度 (第26回)
本学 通信 教育部	現役	48.9%(43/88)	42.5%(37/87)	49.2%(64/130)	43.4%(53/122)	53.1%(85/160)	44.7%(76/170)	36.6%(56/153)	45.6%(78/171)
	既卒	—	44.8%(43/96)	29.2%(31/106)	25.9%(30/116)	27.9%(38/136)	25.5%(42/165)	15.3%(30/196)	27.3%(67/245)
	総数	48.9%(43/88)	43.7%(80/183)	40.3%(95/236)	34.9%(83/238)	41.6%(123/296)	35.2%(118/335)	24.6%(86/349)	34.9%(145/416)
全国平均		28.0% (12,222/43,701)	30.6% (13,865/45,324)	29.1% (13,436/46,099)	27.5% (11,989/43,631)	28.1% (12,255/43,568)	26.3% (11,282/42,882)	18.8% (8,058/42,841)	27.5% (12,540/45,578)

精神保健福祉士国家試験受験状況

()内は合格者数/受験者数

		平成17年度 (第8回)	平成19年度 (第10回)	平成20年度 (第11回)	平成21年度 (第12回)	平成22年度 (第13回)	平成23年度 (第14回)	平成24年度 (第15回)	平成25年度 (第16回)
本学 通信 教育部	現役	66.6%(32/48)	67.3%(37/55)	67.6%(23/34)	63.8%(30/47)	66.1%(39/59)	67.2%(39/58)	50.0%(26/52)	61.0%(25/41)
	既卒	—	37.5%(6/16)	33.3%(9/27)	47.8%(11/23)	34.5%(10/29)	42.9%(15/35)	44.4%(12/27)	48.6%(17/35)
	総数	66.6%(32/48)	60.6%(43/71)	52.5%(32/61)	58.6%(41/70)	55.7%(49/88)	58.1%(54/93)	48.1%(38/79)	55.3%(42/76)
全国平均		61.3% (4,470/7,289)	60.4% (4,456/7,375)	61.7% (4,434/7,186)	63.3% (4,488/7,085)	58.3% (4,219/7,233)	62.6% (4,865/7,770)	56.9% (4,062/7,144)	58.3% (4,149/7,119)

大学等情報

1 学校法人・大学等情報(平成26年11月10日現在)

学校法人 梅檀学園 東北福祉大学

所在地 〒981-8522 宮城県仙台市青葉区国見一丁目8番1号

理事長 小島 泰道

学長 萩野 浩基

大学開設年月日 昭和37年4月1日(沿革等の詳細は本学ホームページ参照)

通信教育課程開設年月日 平成14年4月1日

建学の精神 行学一如[学業も実践も本は一つ]

大学の学部等 総合福祉学部 社会福祉学科・社会教育学科・福祉心理学科

総合マネジメント学部 産業福祉マネジメント学科・情報福祉マネジメント学科

子ども科学部 子ども教育学科

健康科学部 保健看護学科・リハビリテーション学科(作業療法学専攻, 理学療法学専攻)・医療経営管理学科

総合福祉学部通信教育部 社会福祉学科・福祉心理学科

大学院の研究科等 大学院 総合福祉学研究科博士課程 社会福祉学専攻

大学院 総合福祉学研究科修士課程 社会福祉学専攻 福祉心理学専攻

通信制大学院 総合福祉学研究科修士課程 社会福祉学専攻 福祉心理学専攻

校地 国見キャンパス・ステーションキャンパス・国見ヶ丘第一キャンパス・国見ヶ丘第二キャンパス(学内普通教室:56 演習・実習室等:33)

学内図書館蔵書数 一般図書約38万冊・雑誌約5,200タイトル・視聴覚資料約6,300点(平成25年3月)

平成23(2011)年度以降の文部科学省GP等採択状況 ①ヘルス・システムの変容とヘルス・リテラシーに関する研究(私立大学戦略的研究基盤形成支援事業), ②求人情報提供のICT化によるアウトリーチ型就職支援教育の展開(大学教育・学生支援推進事業), ③防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開(大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム) ④複合大規模災害地域の高齢者福祉に関する総合的調査研究事業(厚生労働省老健局老人保健健康増進等事業) ⑤東日本大震災を契機とする地域の健康福祉システムの再構築(文部科学省)

私立大学戦略的研究基盤形成支援事業) ⑥「社会的・職業能力育成プログラムに資する認知・脳科学的エビデンス情報提供基盤の構築」(文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業)

その他の実施事業等 「附属病院 東北福祉大学せんだんホスピタル」「感性福祉研究所」ほか、関連法人である社会福祉法人東北福祉会による「せんだんの杜」「せんだんの杜ものう」「せんだんの里」「せんだんの館」などの福祉施設、および医療法人社団東北福祉会による「せんだんの丘」などの介護老人保健施設あり。また、「認知症介護研究・研修仙台センター」の運営や「学校法人梅檀学園 東北福祉看護学校」も併設。「学校法人福聚幼稚園」もあり。

財務状況 本学ホームページ「大学情報」－「財務情報」で公開 (<http://www.tfu.ac.jp/outline/finance.html>)

累計卒業生数 2,913名 (通信教育部1期生2006年3月卒業～2014年9月卒業までの累計)

2 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程情報

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程設置学科 総合福祉学部 通信教育部 社会福祉学科

社会福祉士養成課程定員 400名 **精神保健福祉士養成課程定員** 160名

社会福祉士修業年限

1年次入学者 4年以上 2年次編入学者 3年以上 3年次編入学者 2年以上

精神保健福祉士修業年限 p.120～121参照

入学までの流れ・費用・履修方法・卒業要件等 本文参照

科目別シラバス・指定科目担当予定教員・使用予定の印刷教材 (変更される場合があります)

本学通信教育部ホームページ「レポート課題一覧」(<http://www.tfu.ac.jp/tushin/report/>)にて公開 (ただし変更される場合があります)

実習プログラムの概要 社会福祉士 p.99～100, 106～107参照 **精神保健福祉士** p.125～130参照

3 教職免許状取得の認定課程情報

■免許状取得者数・教員就職者数

学部・学科	区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
総合福祉学部 (通信教育部) 社会福祉学科	免許状取得者数	実人数	73人	62人	59人
		高一種免 (福祉)	12人	13人	12人
		特支一種免 (知肢病聴)	62人	53人	50人
	教員就職者数	7人	8人	9人	

※高等学校教諭一種免許状(福祉)が取得できる課程は、平成26年度10月入学者以降、募集を停止しています。

※特別支援学校教諭一種免許状が取得できる課程は、基礎免許状取得者で、平成27年度は2・3年次入学者・科目等履修生のみ募集します。

※高等学校教諭一種免許状(福祉)取得者数は6条別表4による取得者を、特別支援学校教諭一種免許状取得者数は聴覚領域の追加による取得者などを含みます。なお、通信教育部で両方の免許を取得し卒業した方はたとえば平成25年度で3名のみです。

※教員就職者数は、通信教育部での学習後、教諭、または講師として採用されたと報告された数です。通信教育部における進路の報告は任意で、すでに入学段階で教諭・講師の方も多いため、参考データとしてご覧ください。

4 東北福祉大学 通信教育部 学則

「本学通信教育部ホームページ」→「平成27年度学生募集要項」→(左フレーム下の方から)「大学等情報」→「3.通信教育部学則」参照

5 卒業生の進路等の状況

p.10～13, 52, 94, 136ほか「本学通信教育部ホームページ」→「平成27年度学生募集要項」→(右側フレーム下の方から)「進学・卒業後の進路」参照

精神保健福祉士受験資格取得希望者 出願時の誓約書

学籍 番号	※
----------	---

受付 番号	※
----------	---

※記入しないでください

当てはまるいずれかの□にチェック(✓)を入れ、記入日の日付と本人自筆の署名を記載してください。

私は東北福祉大学 通信教育部に「精神保健福祉士国家試験受験資格」を取得するために実習科目免除で入学することを希望する者です。様式13・様式14-①, ②のとおり、指定施設で入学前に1年以上「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っていますので、「精神保健福祉援助実習指導・実習」の免除を希望いたします。
その他募集要項記載の内容を了解して入学を希望いたします。

平成 年 月 日

氏 名 _____
(本人自署)

私は東北福祉大学 通信教育部に「精神保健福祉士国家試験受験資格」を取得するために「精神保健福祉援助実習」の受講が必要で入学を希望する者です。下記の6点を了解したうえで、出願および入学することを誓約いたします。

- ① 入学後、演習・実習指導科目は、受講条件を満たさないと、スクーリングの受講はできません。また、演習・実習指導科目のスクーリング(卒業までに土日2日間×5回合計10日間の受講が必要)は仙台でのみ開講します。
- ② 実習受講希望者に対しては、指定の単位修得後の実習受講前の「演習」スクーリング受講時等に「精神保健福祉援助実習選考試験」をおこないます。実習受講者の選考は、演習科目をはじめ他の科目の成績や受講態度、筆記試験、面接試験などを総合しておこなう予定です。選考試験の合格者が「精神保健福祉援助実習」を受講できます。
- ③ 「北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県」以外で実習を受講することはできません。
- ④ 各地域の受講年度の実習希望者数により、「精神保健福祉援助実習選考試験」に合格した方でも、お住まいの地域では実習ができない場合がございます。
- ⑤ 10月生で「精神保健福祉援助実習」を希望する方は、最短で学習を進めた場合でも最短修業年限+半年(1年次入学4年半, 3年次編入学2年半)以上の在学が必要になります。
- ⑥ その他募集要項記載の内容を了解して入学を希望いたします。

平成 年 月 日

氏 名 _____
(本人自署)

実務経験申告書

(「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を)
主たる業務として行っている実務経験

学籍番号	※
------	---

受付番号	※
------	---

※記入しないでください

東北福祉大学
学長 萩野 浩基 殿

申告者 フリガナ 氏名 _____ (印)

〒 □□□□ - □□□□

現住所 _____

TEL () _____

私は、下記にて入学前に1年以上「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っており、相談援助に関する実務経験を有しますので、様式14-①の所属長等の証明書および様式14-②を添えて、申告します。

平成 年 月 日

所属している (していた) 施設名・施設 (事業) 等種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種			期 間	実務経験証明書 (様式14-①) の 証明権者名 (病院・施設・機関代表者名を記載)
1	施設名	施設コード	職種名	職種コード	昭和 年 月 日～		
	施設 (事業) 等種類				平成 年 月 日		
						(計 年 カ月)	
2	施設名	施設コード	職種名	職種コード	昭和 年 月 日～		
	施設 (事業) 等種類				平成 年 月 日		
						(計 年 カ月)	

- (注) 1. 上記の記載内容は、「実務経験証明書」の記載内容と一致するように、出願者が記入してください。
 2. 証明内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
 3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
 4. 「施設 (・事業) 等種類」「職種名」欄には、実務経験コード番号表 (募集要項 p.133~135) に記載の中から選び、その名称を記入してください。
 5. その他、裏面の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。

(キリトリ線)

「様式13 実務経験申告書」記入上の注意

「様式13 実務経験申告書」と「様式14-① 実務経験証明書」の記載内容は、一致させてください。

入学前に同じ施設で1年以上の実務経験があれば、1箇所の証明のみで大丈夫です。

「実務経験申告書」は本人が記入してください。

実務経験申告書

（「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っている実務経験）

学籍番号	※
------	---

受付番号	※
------	---

※記入しないでください

東北福祉大学
学長 萩野 浩基 殿

フリガナ 氏名 フクシ アユミ
申告者 氏名 福祉 歩美 (印)

〒981-8522

現住所 宮城県仙台市青葉区国見1-8-1

TEL 022 (233) 2211

私は、下記にて入学前に1年以上「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っており、相談援助に関する実務経験を有しますので、様式14-①の所属長等の証明書および様式14-②を添えて、申告します。

「実務経験証明書」の証明権者欄の「施設・事業所の名称」を記載してください。

平成 27 年 1 月 15 日

所属している（していた）施設名・施設（事業）等種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	期 間	実務経験証明書（様式14-①）の証明権者名（施設・機関代表者名を記載）
1 施設名 施設コード 広瀬川地域活動支援センター 施設（事業）等種類 地域活動支援センター	職種名 職種コード 指導員	昭和 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 昭和 27 年 1 月 15 日 平成 (計 6 年 9 カ月)	センター長 仙台 政宗
2 施設名 施設コード 施設（事業）等種類	職種名 職種コード	昭和 年 月 日 ~ 平成 昭和 年 月 日 平成 (計 年 カ月)	

「施設（事業）等種類」「実務経験として認められる職種名」欄は、募集要項p.133~135の表より正確に転記してください。

「実務経験証明書」の証明権者欄の「代表者の氏名」を記載してください。

現在勤務中の場合は、証明書作成日を記入してください。

- (注) 1. 上記の記載内容は、「実務経験証明書」の記載内容と一致するように、出願者が記入してください。
2. 証明内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 「施設（・事業）等種類」「職種名」欄には、実務経験コード番号表（募集要項 p.133~135）に記載の中から選び、その名称を記入してください。
5. その他、裏面の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。

（キリトリ線）

実務経験証明書

(「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を)
主たる業務として行っている実務経験

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

東北福祉大学
学長 萩野 浩基 殿

(証明書作成日) 平成 年 月 日

施設・事業所の所在地及び名称	〒							法人格コード	
	代表者指名 (役職・氏名)							証明印	
									電話番号
証明作成者	所属・役職等			氏名			認印		
							Ⓜ		

次の者は、以下のとおり、専任で精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている (または行っていた)」実務経験を有することを証明します。

フリガナ								生年月日			
氏名								<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日生
								<input type="checkbox"/> 平成	(満 歳)		
施設・事業所の名称											
施設(事業)等種類								施設	コード		
職種名 (受験資格該当職名)								職種	コード		
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和			年			月			日から	
	<input type="checkbox"/> 平成			年			月			日まで	
	受験申込時に受験に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たしてから証明してください(1日でも不足する場合は、受験資格と認められません)。見込みによる証明はしないでください。										

- 証明権者(実務経験を行っていた施設等の代表者=院長・施設長・所長・所属長など)の公印が必要です(個人名印は不可)。修正液の使用は不可。証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。
- 「相談援助業務」を行う専任の職員以外は実務経験として認められません。また、見込みによる証明はできません。
- その他、裏面の「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。

「様式14-① 実務経験証明書」記入上の注意

「実務経験証明書」は証明権者が記入・公印捺印のうえ発行してください。

【証明権者の方へお願い・記入上のご留意点】

※志願者の方より「東北福祉大学 通信教育部 募集要項2015」をお借りいただき、p.132~135をよくご確認ください
 たうえで、ご記入願います。

※「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方」の定義は下記のとおりです。

・精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の実習科目の免除を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の5割以上従事することを要件とします。

- (1) 精神障害者の相談：精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
- (2) 精神障害者に対する助言、指導：精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等についての積極的な提案、誘導
- (3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練：社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけさせるための訓練
- (4) 精神障害者に対するその他の援助：精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
- (5) 援助を行うための関係者との連絡、調整等
 - ・ケースカンファレンス等の会議への出席
 - ・ケース記録等の関係書類の整理
 - ・職員間の申し送り、連絡、調整
 - ・関係機関との連絡、調整

※「専任の職員（相談員）」に該当する方は、①当該施設の常勤者で専らその職務に従事している方、または②当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方となります。

実務経験証明書

（「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」を主たる業務として行っている実務経験）

東北福祉大学
 学長 萩野 浩基 殿

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

（証明書作成日）平成 27 年 1 月 15 日

施設・事業所の所在地及び名称	〒△△△△-△△△△△ 仙台市青葉区〇〇町1-1-1 広瀬川地域活動支援センター		法人格コード	b
代表者指名（役職・氏名）	センター長 仙台 政宗			
電話番号	022-000-△△△△			
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印	
	センター長	仙台 政宗		

見込みによる証明はしないでください。平成26年4月1日から勤務を開始し27年3月末で1年になるような場合は、平成27年4月1日以降に証明書を発行してください。

所在地～機関代表者名まではゴム印による記載でも可です。ただし、必ず代表者名の公印を押してください。

代表者自身の証明の場合は、「証明書作成者」は本人以外の方としてください。

次の者は、以下のとおり、専任で精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている（または行っていた）」実務経験を有することを証明します。

フリガナ	フクシ アユミ		生年月日	
氏名	福祉 歩美		<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 47 年 7 月 4 日生 <input type="checkbox"/> 平成 (満 42 歳)	
施設・事業所の名称	広瀬川地域活動支援センター			
施設（事業）等種類	地域活動支援センター		施設コード	4 3
職種名（受験資格該当職名）	指導員		職種コード	0 1
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	2 1 年	4 月	1 日から
	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	2 7 年	1 月	1 5 日まで
受験申込時に受験に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たしてから証明してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。見込みによる証明はしないでください。				

記入にあたって、募集要項 p.133~135 のコード番号表のなかからいずれかを選んでコードを記入してください。

- (1) 証明権者（実務経験を行っていた施設等の代表者＝院長・施設長・所長・所属長など）の公印が必要（個人名印は不可）。修正液の使用は不可。証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。
- (2) 「相談援助業務」を行う専任の職員以外は実務経験として認められません。また、見込みによる証明はできません。

（キリトリ線）

入学前・精神保健福祉援助実習A希望届

推奨出願締切 4月生 2015年3月27日(4期出願期間)
10月生 2015年10月15日(6期出願期間)

学籍番号 ※

受付番号 ※

※記入しないでください

私は精神保健福祉士として精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に携わる意志を強く持っており、4月生の場合入学初年度(10月生の場合入学翌年度)に「精神保健福祉援助実習A」の受講を希望しているため、東北福祉大学通信教育部に入学を希望するとともに、「入学前・精神保健福祉援助実習A希望届」を提出いたします。

※選択する箇所は当てはまる数字に○をつけてください。

作成日：平成 年 月 日

ふりがな		印	性別	必ず写真を貼付 (のりづけ・出願 日前3カ月以内 に正面・上半身・ 脱帽のもの・縦 4×横3cm)
氏名			男・女	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)			
現住所	〒 - 都道府県 市・区・郡			
	TEL:() - / FAX:() -			
	E-mail: @			
勤務先	1 現職 ・ 2 過去の勤務先(名称のみでも可) ・ 3 職歴なし			
	名称:			
	〒 -		TEL:()	
勤務期間 昭和・平成 年 月～現在に至る or 昭和・平成 年 月				
精神保健福祉・医療関係での勤務経験	有 ・ 無	上記以外の場合の勤務先名		
実習希望地域	現住所付近以外の地域での実習を希望される場合は下記にご記入ください			
	都道府県		市・区・郡	区町村 近辺
	希望地域における実習が受入調整の結果不可となった場合、他の地域での実習が可能ですか 1 可能(下記に具体的地域をご記入ください) ・ 2 不可能			
社会福祉援助技術実習*の受講	1 受講しない		※平成21年度以降の新カリキュラムにおける「相談援助実習」であること。	
	2 受講した (H () 年 () 日頃) 3 受講予定			
障害配慮等の特記事項	1 特になし			
	2 あり → 下欄に具体的内容をご記入ください。			
			
実習先に開示(可・不可) ←必ずいずれかに○を付ける				

(裏面に続く)

【記入上の注意】

- 1 希望実習先の種別は本要項 p.126の「実習先として認められる施設・事業の種別」のうち「医療関係施設」を除きます。
- 2 「障害者関係施設（障害者総合福祉法）」に規定される施設は身体・知的・精神障害のうち主たる利用者が精神障害者かつ利用実績（実際の利用者の割合）も精神障害者が6割以上である必要があります。
- 3 実習指導者として精神保健福祉士が配置されているところに限ります。
- 4 希望先は分かる範囲で構いません。先方の迷惑になりますので直接の問い合わせ等は無用に願います。
- 5 本実習希望届はあくまでも配属実習（大学が実習先を指定する形態の実習）の参考資料として使用いたします。

希望実習先施設	1 あり ・ 2 特になし ※「1 あり」の場合は、わかる範囲で第3希望まで下記にご記入ください。
---------	---

第1希望	希望実習先名称			
	法人名（設置主体）		種別	
	所在地：〒	-		
			TEL（ ）	-
	希望する理由：			
希望先との関係：				
第2希望	希望実習先名称			
	法人名（設置主体）		種別	
	所在地：〒	-		
			TEL（ ）	-
	希望する理由：			
希望先との関係：				
第3希望	希望実習先名称			
	法人名（設置主体）		種別	
	所在地：〒	-		
			TEL（ ）	-
	希望する理由：			
希望先との関係：				

（キリトリ線）

**◆実習Aの受講が難しい時期（実習期間 4月生：平成27年10月1日～平成28年2月15日
10月生：平成28年10月1日～平成29年2月15日）**

実習受講が難しい時期	1 特になし ・ 2 あり（下記に具体的に記載） 例：①10月上旬～11月中旬は難しい ②11月下旬～12月中旬の間で2分割を希望 （ ）
理由	

（注） 本用紙を通じて得られた個人情報は「精神保健福祉援助実習A・B」の実習先調整、および入学後の学習指導・実習指導等にものみ使用いたします。

2016年度 履修証明プログラム 科目等履修生 履修希望科目登録用紙

学 籍 号 番 号	※
--------------	---

受 付 号 番 号	※
--------------	---

※記入しないでください

- ・履修希望科目の「履修希望」の欄に○を付けて、出願書類とともに返送してください（科目等履修生志願者のみ）。正科生は返送の必要はありません。
- 入学許可後の履修科目変更はできませんので、慎重に選択してください。
- ・科目等履修生の入学金と履修した科目の授業料は、入学時に必要です。また、入学時に10単位以上の履修登録が必要〔再入学者は不要〕です。履修した科目のスクーリングが受講できなくても、当該科目の科目等履修生授業料の返金はできません。
- ・スクーリングの申込みは入学後決められた時期までに必要です（スクーリング受講料もその際に納入いただきます）。
- ・このコースを受講する方は3月のスクーリングも受講可能とします。
- ・7月までに開講されるスクーリングは入学時に履修登録をしないと受講できません。
- ・その他 p.89～91の説明をよくご覧いただき、お申込みをお願いいたします。

氏 名	総合計		科目		単位	授業料		,000円
-----	-----	--	----	--	----	-----	--	-------

■「福祉実践職（高齢者分野）基礎力養成」コースの概要

授業科目の名称	コマ数	単位数	履修方法 (90コマ以上選択)	履修希望	科目等履修生 授業料	スクーリング 受講料	オンデマンド・ スクーリング
高齢者福祉論	6コマ	2	36コマ必修 (裏面※参照)	○	12,000	5,000	—
介護概論	6コマ	2		○	12,000	5,000	◎
※社会福祉援助技術総論	12コマ	4		○	24,000	10,000	◎
※社会福祉原論（職業指導を含む）	12コマ	4		○	24,000	10,000	◎
ケアマネジメント論	8コマ	4	(選択A) 58コマ中30コマ以上 選択必修	○	24,000	5,000	—
社会保障論	12コマ	4		○	24,000	10,000	◎
福祉心理学	6コマ	2		○	12,000	5,000	◎
老年心理学	12コマ	4		○	24,000	10,000	◎
特講・社会福祉学1（介護保険と社会福祉士の課題）	8コマ	1		○	6,000	7,000	—
特講・社会福祉学15（認知症介護論）	8コマ	1		○	27年度履修不可		
介護技術	6コマ	2		(選択B) 24コマ選択 (ただし選択Aで31 コマ以上履修した場 合は、その分減らし て可)	○	12,000	5,000
社会福祉援助技術論A	6コマ	2	○		12,000	5,000	◎
社会福祉援助技術論B	6コマ	2	○		12,000	5,000	◎
保健医療サービス論	6コマ	2	○		12,000	5,000	◎
生涯発達心理学	12コマ	4	○		24,000	10,000	◎
リハビリテーション論	6コマ	2	○		12,000	5,000	—
レクリエーション実技	12コマ	2	○		12,000	10,000	—
社会福祉援助技術演習A	8コマ	3	○		18,000	10,000	—
合 計			90コマ以上選択	○	円	75,000円～	

別途入学選考料10,000円+入学金30,000円必要

合計 291,000円～

（キリトリ線）

■「福祉実践職（障害者分野）基礎力養成」コースの概要

授業科目の名称	コマ数	単位数	履修方法 (90コマ以上選択)	履修希望	科目等履修生 授業料	スクーリング 受講料	オンデマンド・ スクーリング
障害者福祉論	12コマ	4	36コマ必修	<input type="radio"/>	24,000	10,000	◎
※社会福祉援助技術総論	12コマ	4		<input type="radio"/>	24,000	10,000	◎
※社会福祉原論（職業指導を含む）	12コマ	4		<input type="radio"/>	24,000	10,000	◎
知的障害者福祉論	6コマ	2	(選択A) 58コマ中30コマ以上 選択必修	<input type="radio"/>	12,000	5,000	—
就労支援サービス論	8コマ	1		<input type="radio"/>	6,000	7,000	◎
障害児の心理	12コマ	4		<input type="radio"/>	24,000	10,000	◎
発達障害者の地域支援	8コマ	1		<input type="radio"/>	6,000	7,000	◎
精神保健福祉の理論	6コマ	2		<input type="radio"/>	12,000	5,000	◎
精神保健福祉のサービス	6コマ	2		<input type="radio"/>	12,000	5,000	◎
精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	6コマ	2		<input type="radio"/>	12,000	5,000	—
精神保健福祉援助技術総論Ⅱ	6コマ	2		<input type="radio"/>	12,000	5,000	—
社会福祉援助技術論A	6コマ	2		(選択B) 24コマ以上選択 (ただし選択Aで31 コマ以上履修した場 合は、その分減らし て可)	<input type="radio"/>	12,000	5,000
福祉法学	6コマ	2	<input type="radio"/>		12,000	5,000	◎
公的扶助論	6コマ	2	<input type="radio"/>		12,000	5,000	◎
発達障害教育総論	6コマ	2	<input type="radio"/>		12,000	5,000	—
精神保健福祉の制度	6コマ	2	<input type="radio"/>		12,000	5,000	◎
精神保健福祉援助技術各論	6コマ	2	<input type="radio"/>		12,000	5,000	—
精神科リハビリテーション学	12コマ	4	<input type="radio"/>		24,000	10,000	—
特講・社会福祉学18（生活困窮者自立支援の実際）	8コマ	1	<input type="radio"/>		6,000	7,000	—
合計			90コマ以上選択		<input type="checkbox"/>	円	75,000円～

別途入学選考料10,000円＋入学金30,000円必要

合計 291,000円～

※「社会福祉援助技術総論」「社会福祉原論」のスクーリングを受講し、高齢者分野と障害者分野のコースの両方の履修証明を受ける場合、どちらか一方で利用可、もう一つの履修証明を受ける場合、他の科目で90コマ以上にしてください。

■「カウンセリングの基礎を学ぶ」コースの概要

授業科目の名称	コマ数	単位数	履修方法	履修希望	科目等履修生 授業料	スクーリング 受講料	オンデマンド・ スクーリング
カウンセリングⅠ	8コマ	1	8コマ必修	<input type="radio"/>	6,000円	7,000円	—
カウンセリングⅡ	8コマ	1	8コマ必修	<input type="radio"/>	6,000円	7,000円	—
心理学概論	12コマ	4	36コマ以上 選択	<input type="radio"/>	24,000円	10,000円	◎
臨床心理学	12コマ	4		<input type="radio"/>	24,000円	10,000円	—
人格心理学	12コマ	4		<input type="radio"/>	24,000円	10,000円	◎
福祉心理学	6コマ	2		<input type="radio"/>	12,000円	5,000円	◎
心理アセスメント	6コマ	2		<input type="radio"/>	12,000円	5,000円	◎
産業カウンセリングⅠ	8コマ	1	40コマ以上 選択	<input type="radio"/>	6,000円	7,000円	—
カウンセリング演習Ⅰ	8コマ	1		<input type="radio"/>	6,000円	7,000円	—
カウンセリング演習Ⅱ	8コマ	1		<input type="radio"/>	6,000円	7,000円	—
特講・福祉心理学4 (スクール・カウンセリング)	8コマ	1		<input type="radio"/>	6,000円	7,000円	予定
特講・福祉心理学8 (ストレスとつきあう心理学)	8コマ	1		<input type="radio"/>	6,000円	7,000円	—
特講・福祉心理学9 (コミュニティ心理学)	8コマ	1		<input type="radio"/>	6,000円	7,000円	◎
合計			90コマ以上 選択	<input type="checkbox"/>	円	79,000円～	

別途入学選考料10,000円＋入学金30,000円必要

合計 233,000円～

スクーリング受講料は、各科目のスクーリング申込み後に請求されます。

■ 4月以降の仙台会場のスクーリング・科目修了試験会場■

多くの科目を仙台駅東口近くのビル（「仙台駅東口キャンパス（仮称）」＝〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡2丁目5-26）で開講予定です（一部、国見キャンパスなど別会場で行われる科目があります）。

また、通信教育部事務室も4月以降移転予定です。入学説明会も4月以降は「仙台駅東口キャンパス（仮称）」で行われる予定です。

すでに住所が印刷されている緑色の出願用封筒は、4月以降もそのまま国見キャンパスの住所にお送りいただくことで使用できます。

ご不便をおかけする場合もあるかとは思いますが、多くの学生の方々の利便性が高まりますので、何卒よろしくお願いたします。

詳細は、ご入学後に書面やホームページなどでご案内いたします。

■ JR仙山線・東北福祉大前駅～国見キャンパス 徒歩案内図■

- 1 駅舎を出たらすぐ正面の階段を降ります。ステーションキャンパスの校舎に入る必要はありません。



- 2 車道に出たら、歩道を左側へ坂を下る方向に歩いてください（ステーション・キャンパスの前を通り過ぎる）。



- 3 2分ほど歩いたら次の信号（国見台病院・手前）を左に曲がり、一方通行の細い道を歩きます。



- 4 これが信号のある細い道の入口です。



- 5 「みんなの広場」の前を通り過ぎます。



- 6 右側が駐車場・前が校内福聚殿（八角形の建物）の四つ角を左に曲がります。



- 7 すぐ、西門がありますので、そこから入構してください。図書館棟の前を通り過ぎます。



- 8 右側が1・2号館、左側が3・6号館・マルチメディア教室となります（写真は1・2号館）。

